# (案)

# 南知多町国土強靱化地域計画

南知多町 令和2年 月

# 目次

第 1 :	章	計画の策定趣旨、位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	1節	計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第:	2 節	地域計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 :	章	本町の地域特性等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	1節	地域特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
第:	2 節	想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 3 :	章	強靭化の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第	1節	強靭化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
第:	2 節	対象とする区域1	0
第:	3 節	計画策定の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
第4	4 節	強靭化の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
第 4 :	章	強靭化の現状と課題(脆弱性評価)・・・・・・・・・・・・ 1	2
第	1節	事前に備えるべき起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)・・・・・・ 1	2
第:	2 節	脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
第 5 🗄	章	国土強靱化の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
第6	章	施策の推進、計画の不断の見直し・・・・・・・・・・・ 3	
第	1節	施策の重点化と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
第:	2 節	地域計画の不断の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	0
第:	3 節	関係機関との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	0
(別:	紙)	リスクシナリオごとの脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1

# 第1章 計画の策定趣旨、位置付け

# 第1節 計画の策定趣旨

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきた。とりわけ平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害による最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要がある。

このため、国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)に基づき、平成26年6月に国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、政府一丸となって強靭な国づくりを計画的に進めている。また、平成30年12月には、基本計画の見直しが行われ、国土強靭化に関する施策の加速化・深化が図られているところである。

愛知県では、南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害から県民の生命・財産を 守り、中部圏の社会経済活動を確実に維持するため、平成27年8月に「愛知県地域強 靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を策定した。令和2年3月には、強靱化施 策の充実と加速を図るため、県地域計画の見直しが行われている。

本町においても、こうした国・県の動向を踏まえ、大規模自然災害に負けない、強くしなやかなまちづくりを推進するため、「南知多町国土強靭化地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定し、国・県・関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進することとする。

#### 第2節 地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、 町地域防災計画を始めとする本町の様々な分野の計画等の指針となるもので、基本計 画及び県地域計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するもの である。

地域計画の策定に当たっては、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、本町 が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を勘案し、施 策の重点化と優先順位付けを行う。

また、地域計画は、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、基本計画及び県地域計画と同じく概ね5年ごとに全体の見直しを図ることとし、本町の各分野の計画等の取組との調和・連携を図り、施策の効果を最大限に発揮させることができるよう留意する。

# 第2章 本町の地域特性等

# 第1節 地域特性

# 1 地勢

本町は、知多半島南部に位置し、半島の南端と沖合に浮かぶ篠島・日間賀島等の 島々からなる。三方を海に囲まれ、南西は伊勢湾、東は三河湾に面している。

東西に15.0km、南北に12.1km、総面積は38.37kmで、北西部の伊勢湾側には半島最高峰の高峰山128mがあり、第三紀層中新統の地質で形成され、北部に低く南部に高い地形である。

町の大半が丘陵地であり、農地造成が進められてきたが、平地は海岸部の一部に限られており、市街地は港を中心とした平坦地に形成されている。このため、上流部は砂防河川、下流部は普通河川を中心に、小規模河川が多く水量も少ないため、農業用のため池が多く点在している。



位 置:東経136度55分47秒

北緯34度42分55秒

面 積:38.37㎞

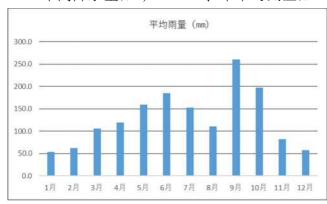
東西最長: 15.0km

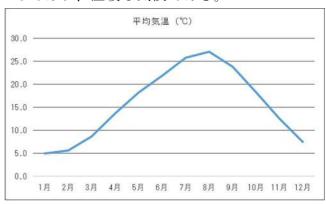
南北最長:12.1km

最 高 点:海抜128m

#### 2 気候

年間降水量は1,545.5mm、年平均気温は15.7℃であり、温暖な気候である。





※気象庁「過去の気象データ」から、30年間(1990年~2019年)の観測値をもとに算出

# 3 社会経済的特性

本町の人口は、昭和 40 年以降、減少が続いており、平成 27 年には 18,707 人となった。平成 27 年の 65 歳以上人口は、6,438 人 (構成比 34.4 パーセント) と、全国 平均 (構成比 26.6 パーセント) を大きく上回っている。

木町の	人口の詳細	(国勢調査)
<b>4 円 1 Uノ</b>	人口切託加	(当务训且)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	24, 846	23, 250	21, 909	20, 549	18, 707
0歳から14歳〔年齢別〕(人)	4, 056	3, 283	2, 677	2, 203	1, 823
構成比〔年齡別〕 (%)	16. 3	14. 1	12. 2	10. 7	9. 7
15歳から64歳〔年齢別〕(人)	16, 201	14, 628	13, 388	12, 244	10, 412
構成比〔年齡別〕 (%)	65. 2	62. 9	61. 1	59. 6	55. 7
65歳以上〔年齢別〕(人)	4, 589	5, 339	5, 844	6, 081	6, 438
構成比〔年齡別〕 (%)	18. 5	23. 0	26. 7	29. 6	34. 4
世帯数 (世帯)	7, 161	7, 120	7, 078	7, 197	6, 981
世帯当たり人数 (人)	3. 47	3. 27	3. 10	2. 86	2. 68

産業別就業者の割合(平成27年国勢調査)は、第1次産業が18.9%、第2次産業が24.3%、第3次産業が55.6%となっている。

農業は、愛知用水の完成、土地改良・農地造成事業により都市近郊農業地帯となっている。とりわけ野菜類は、国営農地開発事業により耕作地が増大し、キャベツ、ふき、たまねぎ、レタス類の栽培が盛んである。

漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海等、沿岸付近で好漁場に恵まれ、概ね年間3万トン前後の漁獲量で推移しているが、平成26年、28年にはカタクチイワシの豊漁から4万トンを超える漁獲量となった。海面養殖業では、のり養殖とわかめ類養殖が盛んである。

観光においては、三河湾国定公園、南知多県立自然公園に指定された自然環境に恵まれ、海水浴場、名所・旧跡、文化財、祭り等、豊富な観光資源を有している。町内の観光客数は、年間289万5千人(平成30年)に達しており、県内有数の観光地となっている。

# 第2節 想定するリスク

#### 1 過去の災害

# (1) 風水害

名称	年月日	町内の主な被害	備考
台風13号	昭和28年9月25日 (1953)	暴風雨高潮被害 死者1人、家屋流出全壊216戸、家屋流出 半壊308戸、床上浸水1,290戸、床下浸水 1,641戸	
伊勢湾台風	昭和34年9月26日 (1959)	暴風雨高潮被害 死者5人、家屋流出全壊295戸、家屋流出	

		半壊1,157戸、床上浸水1,198戸、床下浸	
		水1,053戸	
集中豪雨	昭和49年7月7日	家屋浸水	
	(1974)	床上457戸、床下559戸	
台風7号	平成10年9月22日	暴風雨高潮	
	(1998)	建物、工作物、船舶被害、長時間の停電	
集中豪雨	平成11年6月30日	家屋浸水(内海地区のみ)	
		床上10戸、床下71戸	

### (2) 地震災害

名称	年月日	震度	津波の高さ(m)	町内の主な被害
濃尾地震 (内陸型)	明治24年10月28日 (1891)	6~7	_	死者2人、全壊住家44戸、半壊住家280 戸
東南海地震(海溝型)	昭和19年12月7日 (1944)	5~6	0.9	死者(非住家)1人、全壊住家42戸、 全壊非住家72棟、全壊工場学校7棟 半壊住家145戸、半壊非住家54棟、半 壊工場学校6棟
三河地震 (内陸型)	昭和20年1月13日 (1945)	5~6	0.4	全壊住家6戸、半壊住家46戸

# 2 南海トラフ地震被害予測

本町では、地震・津波からの避難場所・避難路整備その他の町民等の命を守る対 策については、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成26 年5月愛知県公表)」の「理論上最大想定モデル」による被害予測を前提とし、そ の他については「過去地震最大モデル」を前提としている。

# (1) 震度分布

最大値を採用した場合の震度分布では、町域の大部分で震度7が想定される。

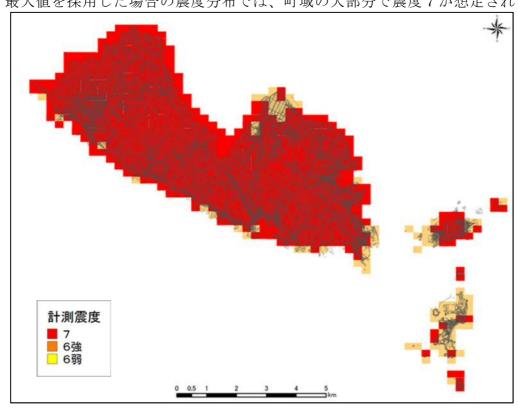


図-1 理論上最大モデル (陸側ケースと東側ケースの最大値)

# (2) 液状化危険度

沿岸部や川沿いの低地等において、液状化の危険性が認められる。

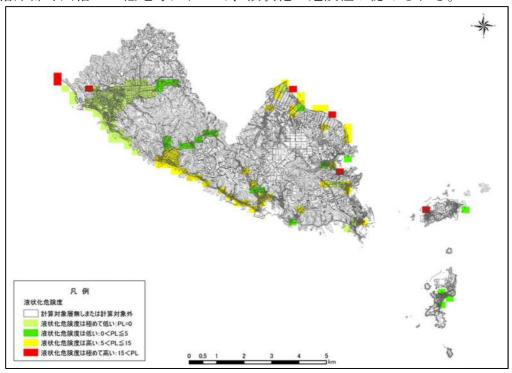


図-2 理論上最大モデル (陸側ケースと東側ケースの最大値)

# (3) 最大浸水深

沿岸部や川沿いの低地等では、広い範囲にわたって浸水する。 1 cm以上浸水する面積は、最大で416haと想定されている。

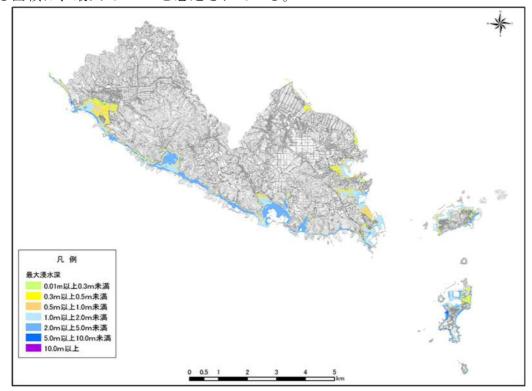


図-3 理論上最大モデル (ケース①)

# (4) 最大津波高及び最短津波到達時間

最大津波高	最短津波到達時間
取八件伙同	(津波高30cm)
9.5m	18分

「理論上最大想定モデル」

# (5) 建物被害(全壊・焼失棟数)

	愛知県想定			
想定地震の区分	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル (冬早朝) 地震:東側ケース 津波:ケース①		
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は 75%沈下)	被災する (75%沈下)		
揺れによる全壊	約 1,700 棟	約 7,000 棟		
液状化による全壊	*	約 10 棟		
浸水・津波による全壊	約 200 棟	約 60 棟		
急傾斜地崩壊等による全壊	約 60 棟	約 70 棟		
地震火災による焼失	約 300 棟	約 1,100 棟		
合 計	約 2,200 棟	約 8,300 棟		

※端数処理:5未満→「\*」、5以上100未満→「一の位を四捨五入」、100以上→「十の位を四捨五入」

# (6) 人的被害(死者数)

	愛知県想定			
想定地震の区分	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル (冬早朝) 地震:東側ケース 津波:ケース①		
堤防等の条件	被災する	被災する		
(土堰堤)	(50%又は 75%沈下)	(75%沈下)		
建物倒壊等による死者	約 100 人	約 400 人		
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	*	約 20 人		
浸水・津波による死者	約 400 人	約 1,300 人		
(うち自力脱出困難)	約 60 人	約 400 人		
(うち逃げ遅れ)	約 400 人	約 1,000 人		
急傾斜地崩壊等による死者	10 人	約 10 人		
地震火災による死者	*	約 40 人		
死者数合計	約 600 人	約 1,800 人		

※端数処理:5未満→「\*」、5以上100未満→「一の位を四捨五入」、100以上→「十の位を四捨五入」

# (7) ライフライン被害

			愛知県
	項目		過去地震
		最大モデル	
上水道	断水人口	直後	
給水人口		1日後	約 20,000 人
		1週間後	
		1か月後	
下水道	機能支障人口	直後	
		1日後	*
		1週間後	
		1か月後	
電力	停電軒数	直後	
		1日後	約 13,000 戸
		1週間後	
		1か月後	
通信【固定電話】	不通回線数	直後	
		1日後	約 5,000 戸
		1週間後	
		1か月後	
通信【携帯電話】	停波基地局率	直後	
		1日後	83%
		1週間後	
		1か月後	
ガス【都市ガス】	復旧対象戸数	直後	
		1日後	*
		1週間後	
		1か月後	
ガス【LPガス】			
	機能支障世帯		約 3,900 世帯

※端数処理:5未満→「\*」、5以上100未満→「一の位を四捨五入」、100以上1万未満→「十の位を四捨五入」、 1万以上→「百の位を四捨五入」

# 3 高潮浸水想定

愛知県を始めこの地域では、昭和28年の台風13号、昭和34年の台風15号(伊勢湾台風)、平成21年10月の台風18号の高潮により大きな被害を受けた。

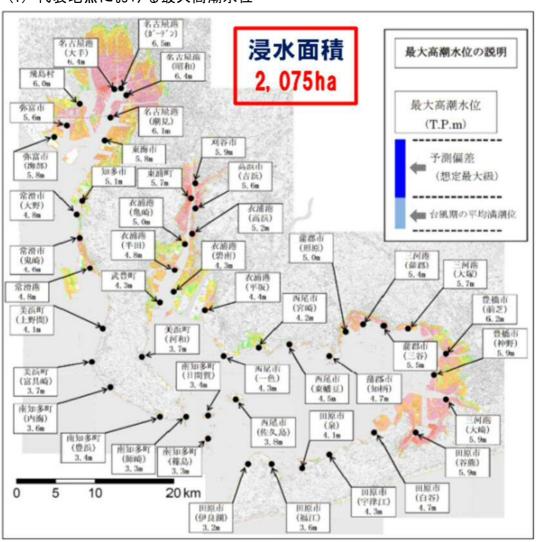
これらを踏まえ愛知県が実施した高潮浸水想定(平成26年11月公表)は、次のとおりである。



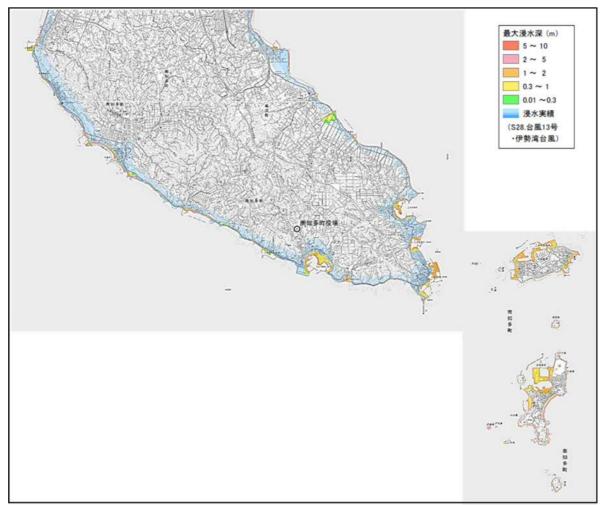
# 検討ケース: 伊勢湾台風を越える日本 に上陸した既往最大規模 の台風(室戸台風級)が、 愛知県沿岸に対し最も高 潮の影響があるコースを

とる代表例1ケース

# (1) 代表地点における最大高潮水位



# (2) 高潮浸水想定



# 4 その他の大規模自然災害

地震・津波、高潮以外の自然災害については、明確な被害想定がないが、風水害、 土砂災害等をはじめとする大規模自然災害全般に加え、バックアップの観点から「内 陸直下型地震」を主なリスクとして想定する。

また、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性についても配慮する。

# 第3章 強靱化の基本的な考え方

# 第1節 強靭化を推進する上での基本的な方針

# 1 強靱化の取組姿勢

- (1) 本町の強靱性を損なう本質的原因として、何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ取組む。
- (2) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ長期的な視野を持って、計画的に取組む。
- (3) 地域間の連携強化、災害に強い地域づくりを推進することにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型の国土形成につなげていく視点を持つ。

# 2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等ハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、 効果的に施策を推進するとともに、その体制を早急に整備する。
- (2) 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が連携及び適切に役割分担して取組む。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう創意工夫する。

#### 3 効率的な施策の推進

- (1) 人口・世帯数の減少等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化、財源を含めた資源の有限性等を総合的に勘案し、施策の持続性の確保と重点化を図る。
- (2) 既存の社会資本の有効活用等により、コスト軽減に配慮しつつ、効率的に施策を推進する。
- (3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- (4) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

# 4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- (3) 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

# 第2節 対象とする区域

地域計画は、住民並びに通勤通学者及び観光客といった来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活、経済活動に与える被害等の最小化を図るものであることから、対象区域は町全域とする。

ただし、大規模地震を始めとする広域災害が発生した場合等、広域連携が必要とな

る状況が生じる可能性を踏まえ、国や県、各自治体等との連携・協力を考慮した内容とする。

# 第3節 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画の策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定した。

# ■計画策定の手順

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

STEP2 リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 強靭化施策分野の設定、強靭化推進方針の検討

STEP5 施策の重点化、施策の推進・見直し

国土強靱化の取組の推進に当たっては、「災害時だけでなく平時においても利活用等が図られ、町民の利便性の増進が期待できるか」という点や、「自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているか」という点について留意する。

# 第4節 強靱化の基本目標

本町では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されている。しかしながら、 災害を迎え撃つ社会の在り方によって、被害の状況は大きく異なるものとなる。

大規模自然災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・ 復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対 する備えをしっかりと行うことが重要である。

東日本大震災等の過去の災害から得られた教訓を踏まえ、起きてはならない最悪の 事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策・ 産業施策も含めた総合的な対応が必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 讯谏な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った国土の強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))に向けた取組を推進する。

# 第4章 強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

# 第1節 事前に備えるべき起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

基本計画や県地域計画で示されている目標やリスクシナリオを参考に、本町の地域 特性等を踏まえ、以下の表のとおり、8つの「事前に備えるべき目標」と、36の「起 きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

基本目標		事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
			1-1	大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		上担继点除《中心》 4.1.4.1.4.4.	1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
	1	│大規模自然災害が発生したときで │も人命の保護が最大限図られる	1-3	大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等
		の人間の 地域の 東大阪四 540 の	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
			2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	離島・沿岸部等における長期的な孤立集落の発生
		大規模自然災害発生直後から救	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的 不足
	2	助・救急、医療活動等が迅速に行   われる(それがなされない場合の	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		必要な対応を含む)	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
1 1 4 4 四 四 拱 衫		不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
1 人命の保護が 最大限図られる こと	4	大規模自然災害発生直後から必要 不可欠な情報通信機能は確保する	4–1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		大規模自然災害発生後であって も、経済活動(サプライチェーン を含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
2 地域社会の重 要な機能が致命			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供総 の停止
的な障害を受け	5		5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
ず維持されるこ と			5-4	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する 事態
3 住民の財産及			5-5	食料等の安定供給の停滞
び公共施設に係 る被害の最小化	6	大規模自然災害発生後であって も、生活・経済活動に必要最低限 の電気、ガス、上下水道、燃料、 交通ネットワーク等を確保すると ともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガ サプライチェーンの機能の停止
が図られること			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
4 迅速な復旧復	0		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
興を可能にする			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
こと			6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶
			7-1	住宅地での大規模火災の発生
		7 制御不能な二次災害を発生させな い	7-2	海上・沿岸部の広域複合災害の発生
	7		7–3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7		7-4	ため池、排水施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後であって も、地域社会・経済が迅速に再建・ 回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅 に遅れる事態
			8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅 に遅れる事態
			8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に追れる事態

※網掛けは、重点化すべきプログラム (第6章参照)

# 第2節 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果については、「(**別紙)リスクシナリオごとの脆弱性評価」**のとおり取りまとめた。

また、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントについては、以下のとおりである。

# 1 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護や被害を最小限にするため、想定するリスクに対しては、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策の着実な推進と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、施策の重点化を図りつつ、計画的に推進していく必要がある。

# 2 国・県・民間事業者等との連携

国土強靭化を推進していくためには、町単独の取組だけでは十分ではない。国・県・民間事業者等が、それぞれの役割を担いつつ、連携・協力して取組むことが重要である。

# 3 地域特性に応じた施策の推進

本町は、三方を海に囲まれた半島部と離島部からなり、南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害発生時には、地震や津波浸水による施設損壊によって陸上・海上輸送ルートが途絶するおそれがあることから、迅速な道路啓開・航路啓開を行うことで緊急輸送路を確保する必要がある。

また、本町の主要な産業基盤として、県内最大の水揚げ量を誇る水産業、恵まれた気候条件を活かした農業、海水浴や温泉、海鮮料理を始めとする観光業等が挙げられる。大規模自然災害発生時には、これら産業基盤の被災、弱体化に伴う住民生活への影響の拡大、雇用の喪失、人口減少の加速等が起こりうる。このため、平時から産業基盤の強化(サプライチェーンの維持を含む。)を図ることが重要である。

# 第5章 国土強靱化の推進方針

第4章で検討した脆弱性評価結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避し、基本目標を達成するため、国土強靭化を以下のとおり推進することとする。

また、基本計画を参考に8つの施策分野を設定し、リスクシナリオごと、かつ施策分野 ごとに推進方針を取りまとめた。

#### ※8つの施策分野

《行政機能》、《住宅・都市》、《保健医療・福祉》、《産業・経済》、《交通・物流》、 《地域保全》、《環境》、《リスクコミュニケーション》

# リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

# 1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

# ≪行政機能≫

#### (関係機関との連携)

○ 大規模地震発生時には、関係機関(消防、警察、自衛隊等)との連携が重要かつ不可欠である。 知多南部地区大規模災害応急対策協議会合同訓練、警察合同訓練、愛知県被災自治体支援活動 訓練等、関係機関との合同訓練への参加を継続するとともに、情報交換・意見交換を積極的に行 い、連携強化を図る。

#### (消防活動体制の整備)

- 火災発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、消火栓等の適切な維持管理、整備を図る。
- 地域の消防力を強化するため、小型動力ポンプ積載車等の計画的な更新、整備を図る。
- 町内の防火水槽は老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時に使用不能となる恐れがある。消防施設等整備事業計画を策定し、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。
- 消防団員は、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化等により、 団員の確保が難しい状況にある。

今後も確実に団員を確保していくため、加入促進事業の実施のほか、団員の処遇改善や活動の 見直し等、必要な対策を検討し、魅力ある消防団づくりを行う。

# ≪住宅・都市≫

#### (住宅・建築物等の耐震・減災化)

- 住宅耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進し、住宅・建築 物の耐震化を促進する。
- 住宅耐震化対策の補完として実施している防災ベッド、耐震シェルター等の設置費助成事業の 制度普及に努め、住宅等の減災化を促進する。
- 管理不全な空家等は、倒壊や部材の飛散等により、災害時の避難行動や応急対策活動に支障を きたす恐れがある。このため、所有者等に対して適正な管理を行うよう、空家対策を推進する。
- 町有施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、施設の改修や建替え、設備の更新等を計画的に

実施する。また、必要に応じ個別施設計画の策定に向け検討を行う。

- 総合体育館については、吊天井部分等の特定天井の耐震化工事を行い、建物全体の耐震化を図る。
- 保育所及び小中学校施設については、長寿命化計画を策定し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的に改修を行う。
- 地域のコミュニティ活動や学習活動等の場である公民館、社会教育施設等については、施設の 適正配置を検討するとともに、長寿命化計画を策定し、耐震改修工事を促進する。
- 大阪北部地震における小学校のブロック塀倒壊事故を踏まえ、小中学校のブロック塀について、基準不適合や劣化・損傷により安全性に課題が認められる施設の改修工事を実施する。
- 地震発生時における道路及び公共施設沿いのブロック塀倒壊の危険性について、所有者等に対して周知啓発を行うとともに、ブロック塀等撤去費補助金制度の活用を促進し、災害時の避難行動及び救援活動時における安全確保を推進する。

#### (火災に強いまちづくり等の推進)

- 地震や火災発生時における一時避難場所や緊急活動拠点等としての機能を確保するため、公園 緑地等の適正な維持管理を推進する。
- 火災が発生した際の類焼を予防するとともに、消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る。

# ≪リスクコミュニケーション≫

#### (地域防災力の強化)

- 地震や津波から自らの命を守るため、家具固定、家庭内備蓄、避難所及び避難経路の確認等、 家庭における防災・減災対策を啓発する。
- 防災に関する十分な知見と技術を有する防災リーダーを養成するため、地域防災リーダー養成 講座の開催を継続する。
- 乳幼児をもつ保護者、小中学生、老人クラブ等、より幅広く、より多くの方を対象とした防災 講話の開催に努める。
- 大規模災害時の救命率を高めるため、救命講習の受講者の年齢層を拡大するとともに、受講者 数の増加に努める。

# (防災訓練への参加)

○ 各地区の防災訓練について、今後も自主防災会と連携を図り継続して実施する。また、女性、 子供、町内に居住する外国人等、できるだけ幅広い方に訓練参加を促し、多様性に配慮しつつ地 域が支え合う共助の意識を醸成する。

#### (小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実践的な訓練を検討する等、内容の充実化を図る。
- 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいか「子供自身が考える」 取組として、HUGの実施等、防災教育の内容の充実化を図る。
- 大規模地震発生時における対応マニュアルについて、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関係者等)、地域の役員、保護者とともに検証する。

### 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

# ≪行政機能≫

# (関係機関との連携)

○ 大規模地震発生時には、関係機関(消防、警察、自衛隊等)との連携が重要かつ不可欠である。 知多南部地区大規模災害応急対策協議会合同訓練、警察合同訓練、愛知県被災自治体支援活動 訓練等、関係機関との合同訓練への参加を継続するとともに、情報交換・意見交換を積極的に行い、連携強化を図る。

#### (津波防災地域づくりの推進)

○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波から「なんとしても命を守る」 ため、考えられるあらゆる手段、仕組みづくり等の対策を講じることにより、津波災害に強く、 安心して暮らすことのできるまちづくりを目標とした、「津波防災地域づくり推進計画」の策定 に向けた検討を行う。

#### (避難体制の整備)

- 避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に 努める。また、平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについては、過去 の運用実績や国のガイドライン改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 災害時には小中学校等を避難所として使用することが想定されることから、トイレの洋式化、 自家発電設備の整備等、避難所としての機能を兼ね備えた施設整備を図る。

#### (情報通信手段の多重化)

○ 災害時に必要な情報を確実に収集、住民等に伝達する際には、できるだけ複数の情報通信手段 を活用する。特に要配慮者に対しては、迅速かつ確実に情報伝達できる方法を検討する。

# ≪住宅・都市≫

#### (避難場所・避難路等の整備)

○ 津波浸水想定区域における町民や観光客等が津波から安全かつ迅速に避難できるよう、避難 路・避難経路の整備や避難スペースの確保等、行政と地域が連携して整備を進める。

# ≪保健医療・福祉≫

#### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

○ 災害時要配慮者名簿登録制度の更なる普及を図り、避難行動支援が必要な方に対して名簿への 登録を促進する。また、避難行動要支援者の安全な避難のため、地域と連携して体制の整備を図 る。

# ≪交通・物流≫

#### (輸送ルートの確保対策等)

○ 県1次・2次緊急輸送道路の代替・補完的な役割が期待される県道奥田内福寺南知多線の未整 備区間の整備を、県と連携して推進する。 [県、町]

### ≪地域保全≫

# (海岸保全施設等の整備)

- 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化(耐力度、嵩上げ等)等、海岸保全施設の整備を、県と連携して推進する。
- 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を、県と 連携して推進する。

#### (河川・海岸の水閘門等の耐震化の推進)

○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等について、地震後も操作が可能となるよう、県と連携して 耐震補強対策等を推進する。

#### (水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○ 水門等操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を県と連携して推進する。

#### (港湾・漁港施設の保全)

○ 施設保全計画に基づき、港湾・漁港施設の適切な維持管理を県と連携して行う。

# ≪リスクコミュニケーション≫

# (避難体制の整備)

- 避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に 努める。また、平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについては、過去 の運用実績や国のガイドライン改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 高齢者等要配慮者を安全かつ迅速に避難するため、地域ルールや徒歩以外での避難方法について、地域と連携して検討を行う。
- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定支援を行うととも に避難訓練の実施を促進する。

#### (避難訓練の充実)

- 自主防災会・消防・警察等と連携して実施している内海海岸津波避難訓練については、毎年多くの観光客が訪れる有数の観光地であることに鑑み、今後も宿泊客等も含めた幅広い参加促進、 啓発活動を行いながら、訓練を継続していく。
- 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する 小中学生の割合を高めていく。

#### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

○ 災害時要配慮者名簿登録制度の更なる普及を図り、避難行動支援が必要な方に対して名簿への 登録を促進する。また、避難行動要支援者の安全な避難のため、地域と連携して体制の整備を図 る。

# (地域防災力の向上)

- 地震や津波から自らの命を守るため、家具固定、家庭内備蓄、避難所及び避難経路の確認等、 家庭における防災・減災対策の啓発に努める。
- 防災に関する十分な知見と技術を有する防災リーダーを養成するため、地域防災リーダー養成 講座の開催を継続する。
- 乳幼児をもつ保護者、小中学生、老人クラブ等、より幅広く、より多くの方を対象とした防災 講話を開催する。
- 大規模災害時の救命率を高めるため、救命講習の受講者の年齢層を拡大するとともに、受講者 数の増加に努める。

### (防災マップ等による普及・啓発)

○ 津波防災マップ及び町内各所に設置している避難場所・避難所の案内表示については、令和元年度に愛知県が指定した津波災害警戒区域に基づく基準水位を反映するよう、必要な改定を行い、住民等に広く周知を図る。

# (保育所、小中学校における避難訓練・防災教育等)

- 非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。
- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した訓練の実施等、訓練の充実を図る。
- 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいか「子供自身が考える」 取組として、HUGの実施等、防災教育の内容の充実化を図る。
- 大規模地震発生時における対応マニュアルについて、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関係者等)、地域の役員、保護者とともに検証する。

# 1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等

# ≪行政機能≫

#### (避難体制の整備)

- 避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に 努める。また、平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについては、過去 の運用実績や国のガイドライン改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 災害時には小中学校等を避難所として使用することが想定されることから、トイレの洋式化、 自家発電設備の整備等、避難所としての機能を兼ね備えた施設整備を図る。

# ≪産業・経済≫

#### (高潮対策の検討)

○ 大型化する台風や温暖化の影響により、漁港・港湾施設や観光施設等が集積する沿岸部が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、事業の停止、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。本町の産業・経済を守るため、関係機関と連携し、沿岸部の高潮対策を着実に実施する。

# ≪地域保全≫

#### (高潮対策施設の整備)

○ 高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ 整備等の高潮対策を、県と連携して進める。

#### (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○ 河川・海岸の堤防、水閘門等の耐震化、老朽化対策等を、県と連携して推進する。

# (水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○ 水門等操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い地域等における河 川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を、県と連携して推進する。

#### (排水施設等の整備)

○ 新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対して、合併処理浄化槽補助交付金の活用を促進し、 生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

#### (ため池の耐震化)

○ ため池の耐震診断、耐震改修のハード対策を推進するとともに、ハザードマップの作成等、ソフト対策の充実を、県と連携して推進する。

### ≪リスクコミュニケーション≫

#### (地域防災力の向上)

○ 災害から自分の命を守るために、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る。

### (町民等への意識啓発)

- 平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについて、必要に応じて見直しを行う。また、避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に努める。
- 近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風に伴う浸水被害を踏まえ、ハザードマップを

活用して災害リスクを周知するとともに、必要に応じてマップの見直しを行う。

# 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

# ≪行政機能≫

#### (警戒避難体制の充実強化)

- 避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に 努める。また、平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについては、過去 の運用実績や国のガイドライン改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、避難 勧告等の判断を迅速に行うため、名古屋地方気象台や県との情報連絡体制を確立しておく。
- 災害時には小中学校等を避難所として使用することが想定されることから、トイレの洋式化、 自家発電設備の整備等、避難所としての機能を兼ね備えた施設整備を図る。

# ≪地域保全≫

#### (土砂災害防止施設の整備促進)

○ 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、県と連携して、ハード 対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区 域等の指定を進め、危険箇所の周知と警戒避難体制の確立を図る。

# ≪リスクコミュニケーション≫

#### (町民等への意識啓発)

- 平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについて、必要に応じて見直しを行う。また、避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発を行う。
- 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の表示、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップ を作成し、避難の重要性等の周知を図る。また、避難訓練等を通じて住民の防災意識の啓発を促 進する。
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。

### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

# ≪行政機能≫

#### (防災体制の整備)

- 避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に 努める。また、平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについては、過去 の運用実績や国のガイドライン改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、避難 勧告等の判断を迅速に行うため、名古屋地方気象台や県との情報連絡体制を確立しておく。
- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう、定期的に情報伝達訓練を実施する。
- 災害時の対応マニュアルや大規模水災害【台風・大雨】タイムライン等ついて、過去の災害対 応実績を踏まえ、必要な見直しを図る。

# (情報通信手段の多重化)

- 災害における情報通信手段の多重化を図るとともに、住民自ら各種メディアを通じて情報収集できるよう周知啓発を行う。
- 外国語版防災マップの作成や、各種表示板に外国語表記を行う等、外国人居住者並びに観光客 向けの災害情報伝達体制の整備を図る。

#### (電力の確保)

○ 大規模災害発生時の長期の停電に備え、役場庁舎や消防署の非常用発電機稼働時間の延伸に向けた対策を検討する。

# ≪保健医療・福祉≫

#### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

○ 災害時要援護者名簿について、登録が必要な方へ制度の普及促進を図る。また、地域支援者の 設定がされていない方に対する支援方法を、地域と連携して検討を行う。

# ≪リスクコミュニケーション≫

#### (町民等への意識啓発及び防災教育)

- 平成30年度から運用している避難勧告等判断・伝達マニュアルについて、必要に応じて見直しを行う。また、避難勧告等の発令時に住民等が適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発を行う。
- 乳幼児をもつ保護者、小中学生、老人クラブ等、より幅広く、より多くの方を対象とした防災 講話の開催に努める。
- 大規模災害時の救命率を高めるため、救命講習の受講者の年齢層を拡大するとともに、受講者 数の増加に努める。
- 津波や火災等のさまざまな災害から子供たちの命を守ることができるよう、学校や保育所において、防災教育・訓練を推進する。

#### (防災マップ等の作成)

- 津波災害警戒区域に基づく基準水位を反映した津波ハザードマップ、土砂災害警戒区域等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。
- ため池の耐震診断、耐震改修のハード対策を推進するとともに、ハザードマップの作成等、ソフト対策の充実を、県と連携して推進する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

# 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

# ≪行政機能≫

#### (水・食料等の備蓄)

○ 平成30年度末に策定した町防災備蓄計画に基づき、備蓄目標の実現に向けて計画的に備蓄を行う。

#### (物資の調達体制の構築)

- 災害時における応急生活物資の調達や輸送を円滑に行うため、協定締結事業者と緊急時の連絡 体制を整備し、平時から連携強化を図る。
- 物資集積拠点において、物資の受入れ・仕分け・配送がスムーズにできるよう、マニュアルを 作成し、手順確認のための訓練を検討する。また、施設管理者と緊急時の連絡体制を整備し、平 時から連携強化を図る。

#### (応急給水・給食体制の構築)

- 給水車等応急給水体制の強化のため、応急給水計画の見直しを図る。
- 配水施設の自家発電装置について、稼働時間延伸に向けた対策を検討する。
- 大規模災害において被災者に応急給食を提供できるよう、炊き出し機能を備えた学校給食施設 の整備を図る。

#### (上水道施設の耐震化等)

○ 老朽化した水道管について、早急かつ計画的な更新を行う。

#### (栄養・食生活支援マニュアルの作成)

○ 被災地住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復するよう、関係機関、職種と連携を図りながら支援活動を効果的に展開するため、「愛知県大規模災害時における栄養食生活ガイドライン」を参考として、その対応を検討する。

# ≪交通·物流≫

# (輸送ルートの確保対策)

- 県1次・2次緊急輸送道路の代替・補完的な役割が期待される県道奥田内福寺南知多線の未整 備区間の整備を、県と連携して推進する。
- 漁港・港湾等の輸送基地の地震・津波・高潮対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域や孤立可能性がある地域へのアクセス道路の整備、発着岸壁の耐震強化を、県と連携して推進する。
- 緊急輸送ルートや幹線道路ネットワークが途絶された場合、迅速な道路啓開が必要となるため、平時から国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、所要の体制の整備を図る。

#### ≪リスクコミュニケーション≫

#### (町民等への意識啓発)

- 町備蓄計画に基づき計画的に食糧等の備蓄を進めるとともに、家庭内備蓄や企業内備蓄の促進のため、防災訓練や防災講話等、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 妊婦、乳幼児(粉ミルク、離乳食が必要な人)、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方々の平時からの備えについて、チラシ配布や講座等により啓発を行う。

# 2-2 離島・沿岸部等における長期的な孤立集落の発生

# ≪行政機能≫

#### (情報通信手段の多重化、確実な伝達)

○ より多くの住民に確実に災害情報を伝達できるよう、情報通信手段の多重化を検討するととも に、災害時に確実に伝達できるよう、国・県と連携して情報伝達訓練を実施する。

# ≪交诵・物流≫

#### (孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 津波浸水等により孤立可能性のある地域に生活必需品や医薬品等を迅速に供給するため、関係 機関と連携して、道路網の充実、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。
- 離島部においては早期の救援・救助が困難となることが想定されるため、消防団や自主防災組織等の活動・滞在拠点として防災センターを活用する。

# 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

# ≪行政機能≫

#### (受援体制の整備)

- 大規模災害時には、関係機関(消防、警察、自衛隊等)との連携が重要かつ不可欠である。そのため、関係機関との合同訓練、情報交換等を行い、平時から連携強化を図る。
- 町外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、令和元年度に町受援マニュアルを作成した。今後は、愛知県被災自治体支援活動訓練等への参加を通じて他自治体との連携体制を強化する。また、定期的に関係機関の連絡窓口の確認を行い、適宜受援マニュアルの改定を行う。
- 応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点を、国・県と調整の上、 確保する。

#### (防災拠点の機能強化)

- 救助・救急活動の拠点となる消防署、南知多分遣所、日間賀島分遣所、篠島分遣所、美浜西部 分遣所、美浜東部分遣所について、適切な人員配置体制を整備し、機能強化を図る。
- 地域の防災活動拠点となる防災施設を計画的に整備するとともに、適切に維持管理を行う。

#### (消防団員の確保)

○ 今後も確実に団員を確保していくため、団員の処遇改善や活動の見直し、消防団応援事業所制度を推進し、魅力ある消防団づくりを行う。

#### (消防団詰所等の整備)

○ 消防団詰所・車庫の老朽化対策・待機空間の確保のため、施設の建替えや装備品の充実等、活動環境の整備を行う。また、小型ポンプ積載車等の計画的な更新、整備を図る。

#### ≪リスクコミュニケーション≫

#### (自主防災組織の充実)

○ 自主防災会の活動や訓練等を通じて住民の防災意識の向上に努めるとともに、活動に対する助 成支援により組織の充実を図る。

# 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

# ≪行政機能≫

#### (救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

- 長期的な停電に備え、役場庁舎や消防署等の防災拠点における非常用電源設備の稼働時間の延伸に向けた対策を検討するとともに、庁舎内備蓄燃料枯渇時の調達体制を整備しておく。
- 災害時における自動車用燃料油類を迅速に確保するため、協定締結事業者との連携を強化し、 燃料供給体制を構築しておく。

# ≪交通・物流≫

# (道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

○ 大規模災害時においてもエネルギー供給が可能となるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を、関係機関と連携して着実に進める。

# 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

# ≪交通・物流≫

#### (物資の供給やルートの確保)

○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策、漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の 強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を関係機関と連携して進めるとともに、津波、 洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進し、支援物資物流を確保する。

### ≪リスクコミュニケーション≫

#### (帰宅困難者対策の実施)

- 被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等を掲載した「災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」の作成等、帰宅困難者支援策を推進する。
- 沿岸部等の就業者や観光客が、災害時発生時の一時避難や収束後の帰宅の際に混乱をきたすことがないよう、帰宅困難者支援訓練の実施を検討する。

# 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

# ≪行政機能≫

# (救急搬送の遅延の解消)

○ 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用 や電力・通信サービスの安定供給等の確保等、関係機関と連携して推進する。

### ≪保健医療・福祉≫

#### (地域医療の確保)

○ 二次救急医療病院である知多厚生病院、町内の医院及び診療所において、医師数を安定的に確保し医療機能を強化するため、医師確保修学資金等貸与事業を推進する。また、地域の医療を守り育てる体制づくりを検討していく。

#### (医師会等との連携)

- 初動時の医療体制を確保するため、知多郡医師会、知多郡歯科医師会、美浜・南知多薬剤師会 の三師会との連携強化を図る。また、発災時における医療機関等の被災状況・診療状況の把握の ため、通信手段の確保について検討しておく。
- 毎年、知多厚生病院、半田保健所等と連携して実施している地域災害拠点病院災害連携訓練については、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な方法を検討しながら、今後も継続的に参加する。
- 大規模災害時に県が設置する災害医療対策会議において、医療資源の調整や患者搬送等の手続きを迅速に行うため、関係機関との協議を継続し、連携体制を構築しておく。

#### (災害時看護師等ボランティアの登録)

○ 災害時においても医療救護体制を維持するため、潜在看護職の実態を把握し、登録制の導入を 検討していく。

# (医薬品等の調達)

○ 医薬品等の不足に備え、医薬品等供給協定を締結している美浜・南知多薬剤師会との連携体制 を強化する。

#### (輸送体制の検討)

- 道路の寸断や海上輸送ルートの途絶等により、ヘリコプターによる患者搬送、医薬品等の輸送を行うことが考えられる。平時から搬送訓練等を通じて、県や自衛隊等、関係機関と搬送・輸送 体制を確立しておく。
- 二次救急医療病院である知多厚生病院の収容能力を超え、管外搬送となった際の搬送手段及び 主要医療機関確保等を検討しておく。また、災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援 体制、要配慮者の福祉避難所への搬送体制等の検討を行う。

# (災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

○ 救援救助・医薬品等輸送等ルートを早期に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策、漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を、関係機関と連携して進めるとともに、医療機能の提供体制を確保する。

#### (福祉施設等の支援)

○ 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設には、医療施設や社会福祉施設が複数含まれている。これらの施設を利用する要配慮者とその支援者が、いざというときに迅速かつ円滑な避難行動をとれるよう、施設管理者には避難確保計画の策定や訓練の実施が義務付けられている。このため、施設管理者に対して必要な支援を行う。

#### 《交诵·物流》

## (「命の道」となる幹線道路の整備)

- 知多半島南端に位置し離島を有する本町は、全域が三次救急医療及び二次救急医療の空白地域となっている。このため、半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るため、幹線道路ネットワークの整備を関係機関と連携して推進していく。
- 緊急輸送道路や幹線道路の機能確保のため、道路啓開等の防災対策を迅速に実施できるよう、 道路管理者と連携強化を図るとともに、放置車両対策を推進する。

# ≪リスクコミュニケーション≫

#### (町民等への意識啓発)

- 円滑な医療体制を構築するため医療救護所、診療所、救急病院の役割について啓発を行い、災害時に適切な受診行動をとっていただくよう努める。
- 慢性疾患用の処方薬服用者、医療機器使用者、難病患者等とその家族に対して、災害に備えた 準備を行っていただくよう、広報誌や講座等により周知を図るとともに、医療機関や薬局等と連 携した啓発活動を実施していく。

# 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

# ≪行政機能≫

#### (物資の備蓄)

○ 避難所のトイレに不足が生じないよう、トイレ処理セット等の備蓄強化に努める。

#### (下水道業務継続計画の策定)

○ 被災時の施設の応急対応と早期の機能回復を図るため、下水道業務継続計画を策定する。

#### (下水道処理施設等の災害対策)

○ 計画的な改築・更新を行うことで長寿命化を図るとともに、津波・高潮浸水等の災害対策を図り、自家発電装置の稼働時間延伸対策により施設の継続的な機能確保を図る。

# ≪保健医療・福祉≫

#### (災害時保健活動マニュアルの改定)

○ 災害時における保健活動を迅速・的確に行うために作成した「町災害時保健活動マニュアル」 について、県の医療救護活動体制の見直しや東日本大震災の活動実績等を踏まえ、初動期対応の 見直し、派遣受入の追記等、所要の改定を行う。

### (避難所となる施設の衛生環境の確保)

○ 避難所でインフルエンザ、ノロウイルス、O157等の感染症が広まらないよう、災害時における施設の衛生環境を良好に保つとともに、避難者及び在宅避難者に対して正しい感染症予防情報を周知する方策を、平時から検討しておく。

# (町民等への啓発)

○ 広報誌への掲載、防災講座、防災訓練等、様々な場を活用して、災害時における感染症対策の 普及啓発に努める。

# ≪環境≫

#### (予防・防疫体制の構築)

○ 浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる 体制を整備する。

## (災害廃棄物処理計画の見直し等)

○ 災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルート等について定めた災害廃棄物処理計画 の実効性を確保するため、所要の見直しを図る。

#### (ごみ、し尿等処理業務継続計画の策定)

○ 災害廃棄物処理計画は、具体的な実施計画(BCP)になっていないため、災害に起因するご み等だけでなく、生活ごみやし尿の回収・処理も含めた事業継続計画を策定する。

# (遺体収容体制等の構築)

○ 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築を図る。

# 第5章 国土強靭化の推進方針

○ 大規模災害に備え、火葬について広域応援体制を構築するとともに、応急仮埋葬を行う場所についてあらかじめ検討を行う。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

# 3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

# ≪交通・物流≫

#### (緊急交通路の確保)

○ 信号機能が停止した場合においても緊急交通路の機能を確保できるよう、効果的な装備の整備 等、災害状況に応じた体制を県と連携して構築する。

# (信号機電源付加装置の整備)

○ 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を県と連携して推進する。

# 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

# ≪行政機能≫

#### (業務継続体制の整備)

- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づき、平成29年度に策定した 町業務継続計画については、職員参集訓練等を通じて計画の実効性を検証し、所要の見直しを図 ることにより、町業務継続体制の強化を図る。
- 災害発生時に、迅速かつ確実に職員に対して必要な情報伝達ができるよう、定期的に情報伝達 訓練を実施する。また、災害時の対応マニュアルや災害時タイムラインについては、所要の見直 しを行い、適切な防災体制の整備に努める。

# (町有施設の機能確保)

- 大規模災害発生時の長期の停電に備え、役場庁舎や消防署の非常用発電機稼働時間の延伸に向けた対策を検討するとともに、庁舎内備蓄燃料枯渇時の調達体制を整備しておく。
- 総合体育館は、役場庁舎が被災し使用不能となった場合に、代替庁舎の役割を果たすことが求められることから、非常用発電機の整備等、設備・機能面の充実化を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

# 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

# ≪行政機能≫

#### (庁舎等の電力確保対策の推進)

○ 大規模災害発生時の長期の停電に備え、非常用発電機稼働時間の延伸に向けた対策を検討する とともに、庁舎内備蓄燃料枯渇時の調達体制を整備しておく。また、燃料の枯渇等により通信が 行えなくなった場合の代替措置として、携帯ラジオ等による情報収集、紙媒体や災害伝言板等に よる情報伝達等についても検討を行う。

#### (情報ネットワーク機器等の移管)

○ 庁舎等の被災に備え、基幹系システムのデータセンターへの移管、通信回線の二重化、緊急時 運用サーバの設置等の対策をとっている。

今後は、重要データ保護の更なる推進のため、内部情報系システムのクラウド化を検討するとともに、庁舎浸水時に備え、庁舎1階に設置されている一部の情報システム機器について、サーバ室への移管等の検討を行う。

### (サーバ室の温度管理)

○ 庁舎1階及び3階のサーバ室エアコンが非常用電源系統外であるため、災害時の非常用電源運転時において、室内温度の上昇によりサーバが停止する危険性がある。

このため、緊急時の空調整備方法を検討するとともに、電源系統の変更工事を検討していく。

#### (情報通信手段の多重化)

○ 災害における情報通信手段の多重化を図るとともに、住民自ら各種メディアを通じて情報収集できるよう周知啓発を図る。

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を 機能不全に陥らせない

# 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

# ≪産業・経済≫

#### (高潮対策の検討)

○ 大型化する台風や温暖化の影響により、漁港・港湾施設や観光施設等が集積する沿岸部が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、事業の停止、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。本町の産業・経済を守るため、関係機関と連携し、沿岸部の高潮対策を着実に実施していく。

#### (BCP策定の促進及び普及)

○ 業務の継続や早期復旧のため、BCP策定の必要性を周知するとともに、策定したBCPの実効性を確保するために行う継続的な検証と見直しに際しては、県と連携して必要な助言・サポートを行う。

# ≪交通·物流≫

#### (道路ネットワークの整備、道路及び漁港・港湾施設の災害対策の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災対策、漁港・港湾施設の耐震・耐津 波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を県と連携 して推進する。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開等、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を 国・県と連携して推進する。

# **5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止**

# ≪交通・物流≫

#### (燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害 対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンの維持を図る。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

### 5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

# ≪交通・物流≫

#### (地域を支える幹線道路網の整備促進)

○ 高規格幹線道路にアクセス可能な南知多道路や国道247号を始めとする町内の幹線道路については、本町の主要産業である農水産業や観光業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える「命の道」として、県と連携して整備促進を図る。

#### (道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。

### (橋梁等の長寿命化対策の実施)

○ 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁年次計画に基づき、橋梁等の点検、修繕等を計画的に実施する。

#### (海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 師崎港・篠島漁港・日間賀漁港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造に強化する等、県と連携して漁港・港湾における地震・津波対策を推進する。
- 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能の早期回復のために策定された、伊 勢湾全体としての機能継続計画(伊勢湾BCP)の実効性を確保するため、会議や訓練等を通じ て関係機関と連携体制の強化を図る。

#### (啓開体制の整備)

- 地域交通ネットワークの早期復旧に向け、国・県を始め、応急工事に関する協定を締結している事業者と、あらかじめ道路啓開計画を検討しておく等、平時から連携体制の強化を図る。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のため、迅速・円滑な航路啓開、情報共有等を行うことができるよう、会議や訓練等を通じて関係機関と連携体制の強化を図る。

#### (災害時における地域モビリティの確保)

○ 災害発生後の住民生活と社会経済活動の早期再建のため、公共交通関係者等との連携・協力 体制を構築する。

# 5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

# ≪産業・経済≫

#### (金融機関における防災対策の推進)

○ 金融業務の継続、早期復旧のため、BCP策定の必要性を周知するとともに、策定したBCPの実効性を確保するために行う継続的な検証と見直しに際しては、県と連携して必要な助言・サポートを行う。

### 5-5 食料等の安定供給の停滞

# ≪産業・経済≫

#### (農水産業基盤等の整備)

○ 農水産業の担い手の育成・確保、経営の活性化、生産基盤等の近代化、耐震化を、関係機関と 連携して推進する。

#### ≪交诵・物流≫

#### (物流インフラ網の構築)

○ 道路、漁港・港湾等の耐震対策等を県と連携して推進するとともに、輸送モード相互の連携や 産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

# ≪行政機能≫

#### (応急復旧体制の整備)

○ 大規模災害時に燃料供給ネットワークが停止した場合においても、各防災拠点や避難所等に石油・LPガスを機動的に供給し、その機能を維持するため、また、電力供給ネットワークの早期回復のため、平時から関係事業者との連携強化を図る。

#### (地域における自立・分散型エネルギー導入促進)

○ 本町における主要なエネルギー供給源の一つであるLPガスは、「自立・分散型」エネルギー として高い災害対応能力を持っていることから、避難所や仮設住宅における熱源として、防災拠 点における非常用発電機の燃料としての活用を促進する。

### 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

# ≪行政機能≫

#### (応急給水体制の強化)

- 応急給水計画の見直しを図り、給水車等応急給水体制を強化する。
- 大規模災害時においては町単独で対応できないことが予想されるため、自治体間の相互応援体制、民間事業者等との協力体制の強化を図る。
- 配水施設の自家発電装置の稼働時間延伸に向けた対策を検討する。

#### (上下水道災害応援体制の整備)

○ 道路その他のインフラ復旧の遅れによって、町及び町内水道事業者が保有する資材のストック が枯渇することが予想されるため、広域的な資材等の確保について検討を行う。

# (上水道施設の耐震化等)

○ 老朽化が進んだ水道管について、耐震適合性のある水道管への更新を迅速かつ計画的に実施していく。

# 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### ≪行政機能≫

#### (下水道業務継続計画の策定)

○ 被災時の施設の応急対応と早期の機能回復を図るため、下水道業務継続計画を策定する。

#### (下水道処理施設等の災害対策)

○ 必要に応じて機能保全計画の見直しを図るとともに、津波・高潮浸水等の災害対策を図り、自 家発電装置の稼働時間延伸対策により施設の継続的な機能確保を図る。

# (物資の備蓄)

○ 避難所においてトイレ不足が生じないよう、トイレ処理セット等の備蓄強化、災害時の調達体

# 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

# ≪交通・物流≫

#### (橋梁の保全)

○ 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁年次計画に基づき、計画的に点検、修繕等を実施する。

#### (陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 緊急輸送ルートの確実な確保のため、幹線道路等の地震防災対策、老朽化対策、放置車両対策、 交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等に よる複数輸送ルートの確保を図る。また、輸送ルートの代替性確保のため、迂回路として活用で きる道路の幅員、通行可能荷重等の情報について、関係機関で共有・検討を行う。
- 陸上輸送ルートの寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤を粘り強くする等、漁港・港湾に おける地震・津波対策のほか、道路啓開や航路啓開等の交通ネットワークの復旧に向けた検討を 関係機関と連携して行う。
- 南海トラフ地震等の大規模広域災害を想定し、伊勢湾全体の港湾機能早期回復を目的として策 定された伊勢湾機能継続計画(伊勢湾BCP)を踏まえ、平時から関係機関の連携体制の強化を 図る。

#### (啓開体制の整備)

- 地域交通ネットワークの早期復旧に向け、国・県を始め、応急工事に関する協定を締結している事業者と、あらかじめ道路啓開計画を検討しておく等、平時から連携体制の強化を図る。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のため、迅速・円滑な航路啓開、情報共有等を行うことができるよう、会議や訓練等を通じて関係機関と連携体制の強化を図る。

# 6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

### ≪地域保全≫

#### (ため池の耐震化)

○ 平時における農業用水として、また、災害時における消火用水・雑用水等の緊急水源としての 機能を確保するため、ため池の耐震診断、耐震改修を県と連携して推進する。

# 7 制御不能な二次災害を発生させない

# 7-1 住宅地での大規模火災の発生

# ≪行政機能≫

#### (消防活動体制の整備)

- 火災発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、消火栓等の適切な維持管理、整備を図る。
- 地域の消防力を強化するため、小型動力ポンプ積載車等の計画的な更新、整備を図る。
- 町内の防火水槽は老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時に使用不能となる恐れがある。消防施設等整備事業計画を策定し、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。
- 消防団員は、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化等により、 団員の確保が難しい状況にある。今後も確実に団員を確保していくため、加入促進事業の実施の ほか、団員の処遇改善や活動の見直し等、必要な対策を検討し、魅力ある消防団づくりを行う。
- 消防団詰所・車庫の老朽化対策・待機空間の確保のため、施設の建替えや装備品の充実等、活動環境の整備を行う。

# ≪住宅・都市≫

#### (火災に強いまちづくり等の推進)

- 地震や火災発生時における一時避難場所や緊急活動拠点等としての機能を確保するため、 公 園緑地等の適正な維持管理を推進する。
- 火災が発生した際の類焼を予防するとともに、消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る。

# ≪リスクコミュニケーション≫

#### (自主防災会の充実強化)

○ 各地区が毎年実施する防災訓練に今後も連携するとともに、地域防災リーダー養成講座、防災 資機材等に対する助成等、自主防災活動に対する支援を継続し、自主防災会の充実強化を図る。

### 7-2 海上・沿岸部の広域複合災害の発生

# ≪交通・物流≫

#### (物流施設・ルートの耐災害性の推進)

○ 災害時の漁港・港湾部、沿岸部の物流機能を確保するため、沿岸道路や物流施設の耐災害性を 高める取組を関係機関と連携して推進する。

#### (津波・高潮漂流物対策)

○ 船舶及び漁港・港湾施設並びに資機材等の損壊・流出による二次災害の発生を防止するため、 漂流物防止対策を関係機関と連携して推進する。

# ≪地域保全≫

#### (河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

○ 堤防等の耐震化対策を推進するとともに、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を県と連携して推進する。

#### (河川・海岸堤防の老朽化対策)

○ 河川・海岸堤防等の老朽化対策を県と連携して推進する。

### (河川・海岸の水閘門等の耐震化の推進)

○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等について、地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等 を県と連携して推進する。

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

# ≪住宅・都市≫

#### (住宅・建築物の耐震化)

- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の必要性の周知啓発、耐震診断・耐震改修費の補助制度の PR等、住宅・建築物の耐震化を県と連携して促進する。
- 地震発生時における道路沿いのブロック塀倒壊の危険性について周知を図るとともに、ブロック塀等撤去費補助金制度の活用を促進し、災害時の避難行動及び救援活動時における安全確保を図る。

# 7-4 ため池、排水施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

# ≪地域保全≫

#### (ため池の耐震化)

○ ため池の耐震診断、耐震改修を推進するとともに、ハザードマップの作成等、ソフト対策の充実を県と連携して推進する。

#### (排水施設等の整備)

○ 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業排水路の適切な維持管理を県と連携して推進する。

# 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

# ≪産業・経済≫

# (農地・農業水利施設等の保全管理)

○ 農地・農業水利施設等の地域資源について、地域の自主性を活かしつつ適切な保全管理を推進する。

#### (農業基盤等の整備)

○ 農業の担い手の育成・確保、経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。

### ≪地域保全≫

# (土砂災害の防止)

○ 土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等のハード対策の整備を県と連携して推進する。

# 7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響

## ≪行政機能≫

## (風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○ 風評被害等に適切に対応するため、正確な情報発信のための体制強化を関係機関と連携して推 進する。 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する

## 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ≪行政機能≫

#### (受援体制の整備)

○ 大規模災害時においては町単独で対応できないことが予想されるため、自治体間の相互応援体制、県産業廃棄物協会との協力体制の強化を図る。

## ≪環境≫

#### (災害廃棄物処理計画の見直し等)

○ 災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルート等についてあらかじめ検討を行い、災害廃棄物処理計画の見直しを図る。

## (ごみ、し尿等処理業務継続計画の策定)

○ 災害に起因するごみ等だけでなく、生活ごみやし尿の回収・処理も含めた業務継続計画を策定 し、回収・運搬方法の検討や整備を行う。

## 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通 した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ≪行政機能≫

## (受援体制の整備)

○ 大規模災害時における道路啓開作業を迅速に行うため、国・県はもちろん、自治体間の相互応 援体制、応急工事に関する協定締結事業者との協力体制の強化を図る。

## (震災復興都市計画模擬訓練の実施)

○ 県主催の震災復興都市計画模擬訓練に積極的に参加し、職員の震災復興対応力の向上を図る。

## ≪保健医療・福祉≫

#### (要配慮者支援体制の整備)

○ 大規模災害時においても要配慮者の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、広域的な要配慮 者支援体制の構築を図る。

### ≪リスクコミュニケーション≫

## (災害ボランティアコーディネーターの育成)

- 災害時における被災者ニーズとボランティアとの調整役となる、災害ボランティアコーディネーターの養成講座を、今後も継続して実施していく。また、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、より多くの受講者の確保とコーディネーターの更なるレベルアップを図る。
- 災害ボランティアの円滑な受入体制を整備するため、ボランティアセンターの運営主体となる 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター模擬訓練を今後も継続して実施する。

### (被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

○ 県が主催する被災建築物応急危険度判定士講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会に積極的に参加し、登録者数を増やすとともに判定実施体制の整備を促進する。

#### (教員の防災意識の向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図るため、教員を対象 とした防災講習会を今後も継続して実施していく。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合や感染症対策等のため、体育館や武道場等だけでなく教室を開放しなければならない場合が考えられる。開放する際の留意事項、どの教室を開放するかの判断等、平時から教員と連携・調整を図る。

## 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ≪住宅・都市≫

#### (地区集会所等の耐震化)

○ 地域のコミュニティ活動や学習活動等の場である公民館、社会教育施設等について、施設の適 正配置を検討するとともに、長寿命化計画を策定し計画的な耐震改修工事を促進する。

## ≪リスクコミュニケーション≫

#### (地域コミュニティの活性化)

○ 災害時に地域コミュニティが主体的に行動していくために、自主防災会や自治会等と連携・協力しながら、より実践的かつ幅広い方に参加していただける防災訓練を検討していく。

#### (自主防災会の充実強化)

○ 地域コミュニティをベースとして組織している町内31の自主防災会は、地域の特性に合わせた 訓練や講習会、資機材整備等を行っている。これら共助の取組を積極的に支援し、地域の防災力 の強化を図る。

## 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ≪行政機能≫

## (上下水道災害応援体制の整備)

○ 応急給水作業や応急復旧作業等の実施に当たり、道路その他インフラの復旧の遅れによって、 町及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定される。災害時 において必要な資材等を迅速に確保するため、広域的な調達体制の構築を図る。

## 《交通・物流》

## (災害時における地域モビリティの確保)

○ 災害発生後の住民生活と社会経済活動の早期再建のため、公共交通関係者等との連携・協力体制を構築する。

#### (道路等の災害対策)

○ 橋梁の災害対策、漁港・港湾施設の災害対策の強化を県と連携して推進する。

## ≪地域保全≫

## (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○ 河川・海岸の堤防、水閘門等の耐震化、老朽化対策等を県と連携して推進する。

## 8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ≪地域保全≫

## (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○ 河川・海岸の堤防、水閘門等の耐震化、老朽化対策等を県と連携して推進する。

## (ため池の耐震化)

○ ため池の耐震診断、耐震改修のハード対策を推進するとともに、ハザードマップの作成等、ソフト対策の充実を県と連携して推進する。

## ≪リスクコミュニケーション≫

## (高潮・大雨浸水ハザードマップの作成)

○ 近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風に伴う浸水被害を踏まえ、ハザードマップを 活用して災害リスクを周知するとともに、必要に応じてマップの見直しを行う。

## 第6章 施策の推進、計画の不断の見直し

## 第1節 施策の重点化と進捗管理

## 1 施策の重点化

本町が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ 又は重要性、緊急度等を考慮して、施策の重点化を行った。

## (1) 人命の保護

近年の気候変動に伴い深刻化する風水害や大規模な土砂災害等が、全国各地で 多発している。本町においても、県が実施した東海・東南海・南海地震等被害予 測調査によると、大規模地震並びに津波による甚大な被害が想定されている。こ のような大規模自然災害から「なんとしても命を守る」ことが重要である。

また、三方を海に囲まれた半島部と離島部からなる本町の地域特性から、大規模自然災害時には半島沿岸部や離島が孤立するおそれがあり、迅速な救助・救急・ 医療活動に支障をきたすことが懸念される。これらのリスクを踏まえ、以下の項目を選定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態				
1	大規模自然災害が発生したときでも人 命の保護が最大限図られる	1-1   大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災に   る死傷者の発生				
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生			
		1-3	大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等 の浸水等			
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発				
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数 の死傷者の発生			
2	大規模自然災害発生直後から救助・救 急、医療活動等が迅速に行われる(そ	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供 給の長期停止			
	れがなされない場合の必要な対応を含む)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急 活動等の絶対的不足			
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ル ートの途絶による医療機能の麻痺			

### (2) 地域特性

本町の主要な産業基盤として、県内最大の水揚げ量を誇る水産業、恵まれた気象条件を活かした農業、海水浴や温泉、海鮮料理を始めとする県内有数の観光業等が挙げられる。

大規模自然災害発生時には、これら主要な産業基盤の被災、弱体化に伴い、住民生活への影響の拡大、雇用の喪失、人口減少等につながるおそれがある。このような産業基盤への影響を踏まえ、以下の項目を選定した。

事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可 欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の 大幅な低下

5	大規模自然災害発生後であっても、経 済活動(サプライチェーンを含む)を	5–1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低 下
	機能不全に陥らせない	5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

## 2 南知多町総合計画実施計画書や個別計画等による具体的施策の推進と進捗管理

国土強靱化を推進するには、地域計画に基づく推進方針を、具体的な施策として 着実に取組んでいく必要がある。また、施策の進捗状況管理を行い、必要に応じて 見直し、施策の追加等を行うことが重要である。

そこで、第3章で示す国土強靭化の推進方針に基づく個別具体的な施策については、南知多町総合計画実施計画書や個別の事業計画等により着実に取組むこととし、併せて進捗状況の管理を行うこととする。

また、「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」(国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(令和元年8月2日開催))に位置付けられる施策については、「(別表)南知多町国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細」として取りまとめ、取組を推進していくこととする。

## 第2節 地域計画の不断の見直し

基本計画及び県地域計画は、中長期的な視野の下での施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしている。

このため、本町の地域計画についても、このような国及び県の取組と足並みを揃え、 概ね5年ごとに計画の見直しを行うことを基本とする。

このほか、今後の社会経済情勢の変化、災害に関わる新たな課題・教訓の蓄積、具体的施策の進捗状況等を踏まえ、適宜、計画内容の見直しを行うこととする。

## 第3節 関係機関との連携・協働

地域計画は、まちづくり、教育、福祉、環境、医療等、本町のあらゆる分野の施策 に関連する計画である。このため、本町の各部各課室が相互に連携し、一貫性のある 施策の推進に努める必要がある。

また、国土強靭化は町単独で推進できるものではない。地域コミュニティとの協働はもちろん、国、県、他市町村、医療機関、ボランティア団体等、様々な機関と連携・協働しつつ、強靭化の推進に努めていくこととする。

## (別紙) リスクシナリオごとの脆弱性評価

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

#### (住宅・建築物等の耐震化)

○ 住宅・建築物の耐震化の促進のため様々な取組を行っているが、住宅の耐震改修の進みが伸び悩んでおり、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。

【耐震改修促進計画策定(H20.1)、改定(H28.1)】

#### (ブロック塀等撤去費助成)

○ ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路及び公共施設沿いのブロック塀の危険性の周知を図り、ブロック塀等撤去費助成を促進する必要がある。

【ブロック塀等撤去費補助金(H30.10~)】

#### (町有施設の耐震化等)

○ 多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や建替え、設備等の更新 が必要となってきている。施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維 持管理、保全を実施していく必要がある。

#### 【公共施設等総合管理計画策定(H29.3)】

- 保育所及び学校施設の多くは、昭和 40 年~50 年代に建築されており、一度に改修等の時期を迎えることになり多額の費用を要することになるため、長寿命化計画を策定し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る必要がある。
- 総合体育館の吊天井部分等、特定天井の耐震化工事を実施し、建物全体の耐震化を図る必要がある。

#### (地区集会所等の耐震化)

○ 地域のコミュニティ活動や学習活動等の場である公民館、社会教育施設等の耐震診断を行い、必要な施設については順次耐震改修工事を行っているが、未改修施設の中には老朽化が目立つ施設や、近傍に類似施設が存在する施設もあるため、施設の適正配置を検討するとともに、長寿命化計画を策定した上で耐震改修工事を実施する必要がある。

## (減災対策費助成)

○ 住宅耐震化対策の補完として、防災ベッド、耐震シェルターの設置費助成事業を実施しているが、助成事業の活用実績がないため、事業制度の普及に努めつつ住宅の減災化を促進していく必要がある。

#### (一時避難場所としての公園緑地等の維持管理)

○ 地震や火災が発生した場合の一時避難場所や緊急活動拠点等として、災害時の機能を確保するため、平時から公園緑地等の適正な維持管理を行う必要がある。

#### (空家の滴正管理の推進)

○ 管理不全な状態にある空家等は、災害時等に周辺へ悪影響を及ぼす可能性があるため、所有者等が空家をそのまま放置せずに、適正な管理を行うよう空家等対策を推進する必要がある。

#### (狭あい道路の解消)

○ 火災が起きた際の類焼を予防するとともに消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。

### (関係機関との連携)

○ 大規模災害発生時には、消防、警察、自衛隊等、各機関が相互に連携・協力することが重要である。今後も関係機関と合同で訓練、情報交換等を行い、連携強化を図っていく必要がある。

【警察合同訓練(H30年度)、知多南部地区大規模災害応急対策協議会合同訓練(毎年度)、愛知県被災自治体支援活動訓練(R1年度)】

## (耐震性防火水槽の整備)

○ 町内にある防火水槽 94 基のうち 60 基は、昭和 59 年以前に設置した設備であり老朽化が 進んでいる。大規模災害時には使用不能となるおそれがあることから、消防施設等整備事業 計画を策定し、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。

#### (消防団員の確保)

○ 条例に規定する消防団員定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化等により、団員の確保が難しい状況にある。そのため、団員の処遇改善や活動の見直し、加入促進事業を取入れる等行っているところであるが、今後も確実に団員を確保していくためにも、更に魅力ある消防団づくりが必要である。

#### (地域防災力の強化)

- 地震、津波から自らの命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発 を行い、各家庭において防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主 防災組織の活性化を図る必要がある。
- 防災講座、高齢者や子供向け防災教室等を開催し、様々な年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、より幅広く、より多くの方への効果的な啓発方法を検討していく必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、住民等を 対象とした救命講習を開催している。大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層 を拡大し受講者を増やしていく必要がある。

#### (地域防災訓練への参加)

○ 災害時の避難場所の確認や炊き出し、消火訓練等、地域住民との連携・共助の観点から、自主防災会と町が連携して、毎年防災訓練を開催している。今後は、小中学生、若者、主婦、外国人等、より幅広い方に参加を促していく必要がある。

#### (小中学校等での避難訓練)

○ 大規模地震発生時における校舎等建物の倒壊及び破損、窓ガラスの飛散、火災等による負傷を回避するため、身の安全を確保した上で、その後、安全な場所(運動場等)に避難する訓練を全学校で年に数回行っているが、今後は、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況を想定した訓練等、教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、訓練の充実化を図る必要がある。

## (小中学校での防災教育)

○ 各教材や特別活動、総合的な学習の時間等を活用した防災教育(防災意思向上)の取組を 行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように 行動したらよいかといった「子供自身が考える」取組が少ないため、震災時の行動を考える HUG、小中学校や保育園との連携等を通して防災教育をより良くする取組が必要である。

## (小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し)

○ 大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有している。様々な状況に 対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関 係者等)、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。

## 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

#### (防災体制の整備)

○ 大規模災害発生時には、消防、警察、自衛隊等、各機関が相互に連携・協力することが重要である。今後も関係機関と合同で訓練、情報交換等を行い、連携強化を図っていく必要がある。

【警察合同訓練(H30年度)、知多南部地区大規模災害応急対策協議会合同訓練(毎年度)、愛知県被災自治体支援活動訓練(R1年度)】

#### (避難路・避難経路等の整備)

○ 住民や観光客等が津波から安全かつ迅速に避難できるよう、地域の自主防災組織等による 共助と、行政による公助のそれぞれが適切に役割を担い、避難路・避難経路の整備や避難ス ペースの確保等整備を進めていく必要がある。

【自主防災会等津波避難路整備事業補助金(毎年度)、社会資本整備総合交付金を活用した 避難路・避難場所整備(H30年度~)】

#### (津波避難体制の整備)

- 避難勧告等判断・伝達マニュアルを作成し平成 30 年度から運用しているが、住民等がいざというときに適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に努める必要がある。
- 施設管理者のいない場所での観光客の避難誘導について検討が必要である。
- 避難に際しては、徒歩での避難を原則としているが、避難困難地域や要配慮者の避難方法として、地域ルールや徒歩以外での避難方法についても検討する必要がある。
- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練 の実施を促進する必要がある。
- 災害時には小中学校等を避難所として使用することが想定されることから、避難所として の機能を兼ね備えた施設整備を図る必要がある。

#### (観光事業者等を含めた津波避難訓練の実施)

○ 毎年、自主防災会・消防・警察等と連携し、内海海岸において海水浴客等が参加する津波 避難訓練を実施している。県内外から多くの観光客が訪れる地域でもあることから、今後も 宿泊客も含め幅広い参加促進、啓発活動を行いながら、訓練を継続していく必要がある。

#### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 高齢や障害等により情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者のサポート体制を強化する必要がある。
- 避難行動要支援者の情報を、自治会、消防団、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難 に活用するため、災害時要援護者名簿を作成している。名簿への登録が必要な方への周知を 促進するとともに、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

#### (多様な情報収集・伝達手段の整備)

○ 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災行政無線の整備、デジタル無線・ 衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入、離島におけるエリアトークの活用等、多 様な手段を取り入れているが、より多くの町民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達 手段の整備について検討を進める必要がある。また、要配慮者の対応等も併せて考える必要 がある。

#### (海岸保全施設等による津波対策)

○ 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化(耐力度、嵩上げ等)等、海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。特に、三河湾・伊勢湾海岸の津波危険地域では、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。また、緊急輸送道路の代替・補完的な役割が期待される県道奥田内福寺南知多線の未整備区間について、整備を推進する必要がある。

#### (河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

○ 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流出しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

## (河川・海岸の水閘門等の耐震化の推進)

○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。

#### (水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○ 津波により水門等操作従事者が被災することも想定されることから、操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

### (地域防災力の向上)

- O 地震、津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
- 防災講座、高齢者や子供向け防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、より多くの方への効果的な啓発方法を考える必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、住民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。

## (防災マップ等の普及・啓発)

○ 平成 26 年度に愛知県が公表した津波浸水想定を基に、津波防災マップを平成 27 年 3 月に作成するとともに、災害避難カード及び防災カルテを平成 28 年 8 月に作成し各戸配布を行った。今後は、令和元年 7 月に愛知県が指定した津波災害警戒区域に基づく基準水位による防災マップを作成し、住民に周知する必要がある。

#### (小中学校等での避難訓練)

○ 大規模地震発生時における校舎等建物の倒壊及び破損、窓ガラスの飛散、火災等による負傷を回避するため、身の安全を確保した上で、その後、安全な場所(運動場等)に避難する訓練を全学校で年に数回行っているが、今後は、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況を想定した訓練等、教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、訓練の充実化を図る必要がある。

#### (小中学校等での防災教育)

○ 各教材や特別活動、総合的な学習の時間等を活用した防災教育(防災意思向上)の取組を 行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように 行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、震災時の行動を考え るHUG、小中学校や保育園との連携等を通して防災教育をより良くする取組が必要であ る。

#### (小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し)

○ 大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有しているが、様々な状況 に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防 関係者等)、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。

## 1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等

#### (避難体制の整備)

○ 避難勧告等判断・伝達マニュアルを作成し平成30年度から運用しているが、住民等がいざというときに適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に努める必要がある。

## (地域防災力の向上)

○ 災害から自分の命を守るために、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、 防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

#### (ハザードマップの作成)

○ 平成 26 年 11 月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、平成 27 年度にハザードマップを作成している。近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水のおそれもあるため、継続的に周知を図っていくとともに、必要に応じてマップの見直しを行う必要がある。

#### (高潮対策施設の整備)

○ 高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ等の高潮対策を進める必要がある。

#### (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○ 河川・海岸の堤防、水閘門等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

#### (河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○ 迅速かつ確実な操作及び水門等操作従事者の被害防止のため、津波の到達時間が短い地域 等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

#### (排水施設等の整備)

○ 新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対して、合併処理浄化槽設置補助金交付金の活用 を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る必要がある。

#### (ため池の耐震化)

○ 町管理のため池は 77 箇所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

## 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### (避難体制の整備)

- 避難勧告等判断・伝達マニュアルを作成し平成 30 年度から運用しているが、住民等がいざというときに適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に努める必要がある。
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、より確実な情報伝達体制を検討していく必要がある。
- 災害時には小中学校等を避難所として使用することが想定されることから、避難所として の機能を兼ね備えた施設整備を図る必要がある。

## (土砂災害防止施設の整備促進)

○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石 流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要があ る。

#### (防災意識・活動の啓発)

- 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の表示、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップを作成し、避難の重要性等、住民に周知を図る必要がある。
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する必要がある。

### (関係団体の取組、意見)

- 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として 土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の 指定を進め、危険箇所の周知と町が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。〔県、 町〕
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。〔県〕

## 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (防災体制の整備)

○ 避難勧告等判断・伝達マニュアルを作成し平成30年度から運用しているが、住民等がい

ざというときに適切な避難行動をとることができるよう、日頃から周知啓発に努める必要がある。

- 避難の遅れによる被害を軽減させるため、避難勧告等の判断を迅速に行うためのタイムラインが適切に機能するよう、適宜見直しや体制の整備を図る必要がある。
  - 【大規模水災害【台風・大雨】タイムライン作成(H26.10)、修正(H29.10)】
- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう訓練を実施するとともに、災害時の対応マニュアルの適宜見直しを図る必要がある。

#### (電力の確保)

○ 大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する必要がある。 【非常用発電機稼働時間(役場本庁舎 16 時間、消防署 37 時間)】

#### (情報通信手段の多重化)

○ 災害情報の伝達のため、防災行政無線での広報、メール配信等を行っているが、機器の故障等により情報が途絶することも考えられる。情報通信手段の多重化を図るとともに、住民自ら各種メディア等を通じて情報を収集できるよう平時から周知する必要がある。

#### (外国人への情報伝達)

○ 町内には、476人の外国人が居住している(令和2年4月現在)。外国語(英語、中国語) 版防災マップの作成や海抜標示板に外国語表記を行う等、緊急時における外国人への災害情報の伝達体制を整備していく必要がある。

#### (避難場所・避難所の案内表示)

○ 民間の集客施設等、町内 15 箇所で避難場所・避難所の案内表示を行っているが、令和元年7月に愛知県が指定した津波災害警戒区域に基づく基準水位を踏まえ、案内表示を改める必要がある。

#### (避難行動要配慮者の避難体制の整備)

○ 避難行動要支援者の情報を、自治会、消防団、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難 に活用するため、災害時要援護者名簿を作成している。名簿への登録が必要な方への周知を 促進するとともに、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

## (防災マップ等の作成)

- 平成 26 年度に愛知県が公表した津波浸水想定を基に、津波防災マップを平成 27 年 3 月に作成するとともに、災害避難カード及び防災カルテを平成 28 年 8 月に作成し各戸配布を行った。今後は、令和元年 7 月に愛知県が指定した津波災害警戒区域に基づく基準水位による防災マップを作成し、住民に周知する必要がある。
- 町管理のため池は 77 箇所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

## (町民等への意識啓発及び防災教育)

- 防災講座、高齢者や子ども向け防災教室等を開催し、様々な年代の方に意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、より幅広い方への効果的な啓発方法を検討していく必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、住民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。
- 津波や火災等のさまざまな災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校や保育 所において、あらゆる場面を想定した防災教育・訓練を推進する必要がある。

#### (関係団体の取組、意見)

- 災害対応の迅速化・高度化を図るため、「統合災害情報システム(DiMAPS)」について、消防や警察などの実働部隊に対して、道路の通行可否情報等の災害情報の共有を行う。
  - 【中部地方整備局 総合災害情報システム運用(H27.9~)】
- 伊勢湾口沖に設置したGPS波浪計観測データについて、平成25年度末から、港湾管理者、関係自治体へ、津波観測情報として配信の試行運用を開始している。〔中部地方整備局〕

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それ がなされない場合の必要な対応を含む)

## 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (水・食料等の備蓄)

- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年 5 月公表)に基づき、平成 30 年度末に町防災備蓄計画を策定した。今後は計画的に備蓄を進め、備蓄目標を実現していく必要がある。
- 現在、備蓄計画に基づいて計画的に食糧等の備蓄を行っているが、町だけでは対応しきれないことが予想されるため、家庭内備蓄や企業内備蓄の促進に努めていく必要がある。
- 発災直後の被災地域では、通常の食事では対応できない要配慮者等への支援が必要となる。町の備蓄もあるが、それがただちに必要な方へ必要なだけ届くとは限らないため、妊婦、乳幼児(粉ミルク、離乳食が必要な人)、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平時からの備えについてチラシ配布や講座により啓発を行う必要がある。

#### (物資の調達体制の構築)

- 小売店やコープあいち等と災害時の物資の調達に関する協定を、また、県トラック協会や 運送事業者と物資の輸送協定を締結しているが、平時から関係事業者との連絡体制の構築、 連携強化を図る必要がある。
- 【物資調達協定(コープあいち(H26.7)他)、輸送協定(県トラック協会(H22.11)他)】 ○ 救援物資の受入・集積拠点として施設を利用するため、あいち知多農業協同組合と協定を 締結している。今後は、災害時に救援物資の受入れ・仕分け・配送がスムーズにできるよう、 作業マニュアルの作成や訓練の実施を検討するとともに、施設管理者との連携体制を構築し ておく必要がある。

【施設利用協定(あいち知多農協(H30.2))】

### (上水道施設の耐震化等)

- 町内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設されており、老朽化が進んでいるため、早急かつ計画的な更新が必要である。
- 配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討しておく必要がある。

## (応急給水・給食体制の構築)

○ 給水施設の被災により送水できなくなることも考えられることから、応急給水計画の見直 し等、給水車等応急給水体制を強化しておく必要がある。

【水道事業地震防災応急対策要綱〈応急給水計画〉策定(H25.3)】

○ 大規模災害時において、被災者に応急給食を提供できるよう、炊き出し機能を備えた学校 給食施設の整備を図る必要がある。

## (栄養・食生活支援マニュアルの作成)

○ 被災地住民の食生活や栄養状態がより早く平常時レベルに回復するよう、関係機関と連携を図りながら支援活動を効果的に展開するために、「愛知県 大規模災害時における栄養食生活ガイドライン」を参考として対応を検討しておく必要がある。

#### (輸送ルートの確保対策)

○ 南海トラフ地震の被害想定によると、県2次緊急輸送道路に指定されている国道247号では、広域にわたり津波による浸水が想定されている。物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備が必要である。

また、緊急輸送道路の代替・補完的な役割が期待される町緊急輸送道路の整備を進める必要がある。

- 漁港等の輸送基地の地震・津波・高潮対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域や孤立可能性がある地域へのアクセス道路の整備、発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。
- 緊急輸送ルートや幹線道路ネットワークが途絶した場合、迅速な道路啓開を行うことが必要になるため、平時から国・県・事業者との連携強化、道路啓開計画の検討等、所要の体制整備を図る必要がある。

### (関係団体の取組、意見)

○ 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁等と連携 して、緊急確保航路の効率的な航路啓開の実施体制の強化を図る。〔中部地方整備局〕

## 2-2 離島・沿岸部等における長期的な孤立集落の発生

#### (孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

○ 離島や半島沿岸地域等においては、津波浸水等により孤立集落が発生する可能性がある。、 生活必需品や医薬品等を迅速に供給するため、道路網の充実やヘリコプター離着陸適地の選 定・確保・整備を図る必要がある。特に離島部においては早期の救援・救助が困難となる場 合が想定されることから、災害時の活動体制の一層の強化が必要であるため、自主防災組織 や消防団等の活動・滞在拠点として防災センターを活用する。

## (情報収集・伝達手段の充実)

○ 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災行政無線の整備、デジタル無線・ 衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入、離島におけるエリアトークの活用等、多 様な手段を取り入れているが、より多くの住民に確実に情報伝達できるよう、更なる伝達手 段の整備について検討を進める必要がある。

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### (受援体制の整備)

○ 広域にわたる被害がある場合は、町単独では対応できないことが予想される。町外部から の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援マニュアルの適宜見直しを図るとともに、他 自治体、民間事業者等と一層の協力体制を構築することが必要である。

【町受援マニュアル作成 (R1.11) 、相互応援協定 (知多地域、八百津町、下諏訪町) 】

○ 県内外からの広域的な受援のために、応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点を、関係機関と調整して確保する。

【緊急消防援助隊受援計画策定(H22.7)】

### (防災拠点の機能強化)

○ 大規模災害時には知多南部地域が孤立する可能性もあるため、地域のバランスに応じ、消防署、南知多分遣所、日間賀島分遣所、篠島分遣所、美浜西部分遣所、美浜東部分遣所の適切な人員配置体制を整備し、機能強化を図る必要がある。

#### (関係機関との連携)

○ 消防署において総合的な救出救助訓練等を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、自衛隊、警察等、関係機関との連携が不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、平時から連携体制の強化を図る必要がある。

【警察合同訓練 (H30年度) 、中部国際空港消火救難・救急医療活動総合訓練 (R1年度)】

#### (消防団員の確保)

○ 条例に規定する消防団員定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化等により、団員の確保が難しい状況にある。そのため、団員の処遇改善や活動の見直し、加入促進事業を取入れる等行っているところであるが、今後も確実に団員を確保していくためにも、更に魅力ある消防団づくりが必要である。

#### (消防団詰所等の整備)

○ 消防団詰所・車庫の老朽化や待機空間の確保のための建替え、装備品の充実等、活動環境 の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。

### (自主防災組織の充実)

○ 町内には31の自主防災会があり、自主防災組織の充実、活動の活性化のための支援(財政

的支援、活動支援)を行っているが、その活動や訓練等を通じて、町民の防災意識の向上に努め、更なる組織の充実に取り組む必要がある。

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### (救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

○ 長期的な停電に備え、町庁舎や消防署等の防災拠点における非常用電源設備の機能強化、 非常用電源に用いる燃料の調達方法について検討しておく必要がある。

【非常用発電機稼働時間(役場本庁舎 16 時間、消防署 37 時間)】

○ 自動車用燃料油類の優先供給について石油商業組合との協定締結を行っているが、救助・ 救急、医療活動等の緊急車両への石油供給を行う中核SSが町内にないことから、協定先で ある組合との平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う必要がある。

#### (道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

○ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送 道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、 高潮、土砂災害対策等、地域の防災対策を着実に進める必要がある。

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

#### (帰宅困難者対策の実施)

○ 本町は、海水浴や海釣り等県内有数の観光地であり、年間約300万人の観光客が訪れている。このため津波一次避難場所は、町民に加えて沿岸部に滞在する観光客も避難者として捉えた上で選定している。

夏場の海水浴客の多い内海地区においては、自主防災組織、観光事業者、警察、消防等と 連携し、毎年海の日に海水浴客等にも参加を呼びかけて、津波避難訓練を実施している。

また、帰宅困難者支援のため、あいち知多農業協同組合と、帰宅困難者に水道、トイレ等の提供や道路情報の提供等に関する協定を締結している。

今後は、一時避難場所に移動した後の帰宅困難者支援を想定した訓練の検討や「災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」の作成等、帰宅困難者支援を推進する必要がある。

#### (物資の供給やルートの確保)

○ 緊急物資輸送等ルートを早期に確保し、支援物資物流を円滑に進めるため、緊急輸送道路 や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策、漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の強化、 道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、高潮、土砂災害対策等 の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### (「命の道」となる幹線道路の整備)

○ 町内には災害拠点病院はなく、二次救急医療病院である知多厚生病院が美浜町にある。町 内の医院及び診療所は高齢化等により、年々、減少し無医地区も出てきている。

救急搬送の収容所要時間(覚知から病院到達)は、町全体でみると、知多厚生病院まで平均33分、三次救急医療病院であり災害拠点病院でもある半田市立半田病院まで平均53分を要している。離島単独でみると、知多厚生病院まで日間賀島で平均34分、篠島で平均42.6分、半田市立半田病院まで日間賀島で平均50.4分、篠島で平均51.3分であり、町内全域が三次救急医療及び二次救急医療の空白地域となっている。

半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立が必要である。

○ 緊急輸送道路や幹線道路の整備、災害対策、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を

進める必要がある。

#### (地域医療の確保)

○ 町内に二次救急医療病院はなく、隣町の知多厚生病院においても、医師数の安定的な確保 は困難な状況にあり、近年一時的に診療科が減少したこともあった。また、町内の医院及び 診療所は、医師の高齢化が著しく、後継者不足により今後減少していくことが見込まれてい る。災害時だけでなく、平時からの医療体制を確保するため、医師確保就学資金等貸与制度 の活用等により、医師の確保及び地域医療を守り育てる体制づくりが必要である。

#### (医師会等との連携)

- 大規模災害時の初動期は、町独自で医療救護活動を実施することになるため、知多郡医師会・知多郡歯科医師会・美浜・南知多薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しているが、町内の医療機関等の状況からも、医療機関・医療救護所での医師及び看護師の不足が懸念される。このため、平時から三師会との連携強化、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため通信手段を確保しておく必要がある。
- 毎年、知多厚生病院、半田保健所、町、消防組合等が連携した地域災害拠点病院災害連携 訓練を開催し、トリアージ・応急手当訓練、DMAT受入訓練、情報伝達訓練等を実施して いる。今後も、不測の事態に備え臨機応変に対応する実践的な内容を検討しながら、平時の 訓練を継続していく必要がある。
- 大規模災害が発生した際、医療に関する調整をするために、県は二次医療圏単位で災害医療対策会議を設置することになっている。医療資源の調整及び患者搬送の調整等を図るため、関係機関との協議を継続していく必要がある。

#### (災害時看護師等ボランティアの登録)

○ 町の医療救護体制の確保のため、今後、町民から看護職を募集し、災害時看護師等ボラン ティアとして登録を行っていく必要がある。

#### (医薬品等の調達)

○ 災害時に必要となる医薬品及び衛生機材の調達を含む医療救護活動について、美浜・南知 多薬剤師会と協定を締結しているが、医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調 達体制の整備を図る必要がある。

#### (町民への啓発)

- 災害時の医療機能の麻痺に伴い、特に慢性疾患用の処方薬の不足が懸念される。また、医療機器使用者や特別な医薬品を使用している難病患者等が、必要な治療や処置を受けられないことは、命に係わる問題となる。患者本人やその家族に対して、災害に備えた準備を広報紙や講座等で啓発をしているが、更なる周知を行うとともに、医療機関や薬局等と連携した啓発が必要である。
- 津波浸水、建物倒壊による多数の重軽傷者の発生が予測されるが、町内の医療機関の状況 から、傷病者対応に不足が生ずると考えられる。住民には、家具転倒防止等の日頃からの備 えを徹底していただくとともに、発災時の医療救護所や診療所と救急病院の役割を周知、理 解してもらい、適切な受診行動を行っていただく等、災害時における円滑な医療体制を構築 する必要がある。

#### (輸送体制の検討)

- 道路の寸断や漁港・港湾施設の損壊等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が想定されるため、自衛隊等関係機関との連携強化を図ることが必要である。
- 大規模災害時において多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるようにするため、年1回、知多厚生病院始め医療機関と連携して災害連携訓練を実施している。病院の収容能力を超えて管外搬送となった際に、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく必要がある。
- 災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制を、機器等の輸送体制と併せて検 討しておく必要がある。
- 要配慮者を対象とした福祉避難所については、民間事業所と施設の利用協定を締結しているが、福祉避難所への搬送・資機材等の輸送体制を検討しておく必要がある。

## (災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

○ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期に確保し、医療機能の提供と支援物資物流を円滑

に進めるため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策、漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、 津波、高潮、土砂災害対策等、地域の防災対策の着実に進める必要がある。

#### (救急搬送の遅延の解消)

○ 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給の確保等、関係機関と連携して推進する必要がある。

#### (福祉施設等の支援)

○ 町内の津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設には、医療施設や社会福祉施設が複数 含まれている。このため、いざというときにこれらの施設を利用する要配慮者とその支援者 が迅速かつ円滑な避難行動がとれるよう、積極的な支援を行っていく必要がある。

### (関係団体の取組、意見)

○ 二次救急医療病院である知多厚生病院、半田保健所、美浜町、知多郡医師会と連携し、救護所の立ち上げからトリアージ、応急救護及び応援要請等の訓練を毎年実施し、軽傷患者から重篤患者の医療救護を継続できる組織力の向上に努めている。

#### 【地域災害拠点病院連携訓練】

○ 美浜・南知多薬剤師会と医薬品のランニング備蓄及び緊急時の医薬品調達に関する協議書 を締結し、医療救護を継続に努めている。

## 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### (予防・防疫体制の構築)

- 浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握及び消毒を早期に実施できる体制づくりが必要である。
- 避難所等における集団生活では、感染症が集団的に起こりやすい。また、エコノミー症候 群や生活不活発病の発症も懸念される。災害時に適切な保健行動がとれるよう、災害時の環 境整備や感染症対策等の知識の普及啓発を継続的に実施していく必要がある。

#### (避難所となる施設の衛生環境の確保)

○ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157 等が広まらないよう、避難所となる施設 の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外への避難者の発生を考慮 し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を平時から検討しておく必要がある。

#### (災害時保健活動マニュアルの改定)

○ 平成 21 年4月に「南知多町災害時保健活動マニュアル」を策定しているが、愛知県が医療救護活動の体制の見直しをしていること、東日本大震災のような大規模災害では派遣受入の対応が必要なこと等を踏まえ、初動期対応の見直しや派遣受入の追記等、所要の改定を行っていく必要がある。

#### (物資の備蓄)

○ 南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で約9,700人(他に帰宅困難者約1,800人)と想定されており、避難所におけるトイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。

## (下水道処理施設等の災害対策)

○ 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波・高潮浸水等の災害対策を図り、自家発電装置の稼働時間延伸対策により施設の継続的な機能確保を図る必要がある。

【機能保全計画策定(H31.2)】

#### (下水道業務継続計画の策定)

○ 被災時の機能回復を早期に図るため、下水道業務継続計画を策定する必要がある。

#### (災害廃棄物処理計画の策定)

○ 大規模災害に備え、災害廃棄物処理計画の適宜見直しを図り、災害廃棄物の仮置場や災害 廃棄物処理体制、運搬ルート等をあらかじめ検討しておく必要がある。

【災害廃棄物処理計画策定(H29.12)】

## (ごみ、し尿等処理業務継続計画の策定)

○ 災害廃棄物処理計画は、具体的な実施計画(BCP等)になっていないため、災害に起因するごみ等だけでなく、生活ごみやし尿の回収・処理も含めた事業継続計画を定め、回収・ 運搬車両の運用方法の検討や整備を行う必要がある。

## (受援体制の整備)

○ 広域にわたる被害がある場合は、町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体 や民間事業者等と協力体制を構築することが必要である。

【相互応援協定 (知多地域、八百津町、下諏訪町)、災害時における廃棄物処理協定 (H26.3)、町受援マニュアル作成 (R1.11) 】

#### (遺体収容体制等の構築)

- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果では、約1,800人の死者の発生が想定されている。遺体の腐敗による環境悪化及びそれに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制を構築しておく必要がある。
- 愛知県内市町村等と、災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定を平成 17 年度末に締結しているが、広域災害に備え、より広域的な応援体制の構築をしておく必要が ある。また、応急仮埋葬を行う場所についても、予め検討しておく必要がある。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

#### (関係団体の取組、意見)

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、停電による信号機の 停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。また、緊急交通路を確保するための 効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制の早期構築が必要である。
- 安全な交通の確保について、交通秩序の維持を目指した信号機電源付加装置の整備等を、 中長期的な視点から着実に進める必要がある。

## 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (業務継続体制の整備)

○ 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づき、平成 29 年度末に 町業務継続計画を策定した。今後は、訓練等を通じて非常時優先業務の確認と計画の実効性 を検証するとともに、適宜計画の見直しを図り、業務継続体制を強化する必要がある。

## 【職員参集訓練実施(H31.3)】

#### (町有施設の機能確保)

○ 役場庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化する必要がある。また、 役場庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、大規模災害に伴う長期の停電に備 え、稼働時間の更なる延伸を図る必要がある。

#### 【非常用発電機稼働時間(役場本庁舎 16 時間、消防署 37 時間)】

○ 活動拠点や避難所としての活用が想定される総合体育館の電力・通信対策を強化する必要がある。非常用発電機は整備しているが、屋内消火栓のポンプ用であり稼働時間も短い。このため、電気並びに水道用ポンプを稼働するための非常用発電機の整備について、検討する必要がある。

#### (関係団体の取組、意見)

○ 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における 大規模な広域防災拠点等(司令塔:三の丸地区・静岡県庁、高次支援:名古屋港・県営名古 屋空港・富士山静岡空港)及び広域防災拠点(広域・甚大被害に対する後方支援:県域を越 えて国と県が協力して活動する拠点)について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図 る。特に三の丸地区については、政府現地対策本部施設を整備する。〔中部地方整備局〕

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

## 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

### (庁舎等の電力確保対策の推進)

○ 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討するとともに、大規模災害時においては外部からの燃料供給が困難となるため、庁舎内燃料タンクの増設等、より長時間の稼働ができるような対策を検討していく必要がある。また、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による代替的な運用方法についても検討を行う必要がある。

【物資調達協定(石油業協同組合等 H15.3)】

#### (情報ネットワーク機器等の移管)

○ 庁舎等の被災時における重要データ保護のため、基幹系システムについては、既にデータ センターへ移管し、通信回線を二重化して運用している。また、被災時の通信断に備え、庁 舎内に緊急時運用サーバを設置し、証明書発行等の業務継続を可能にしている。

今後は、重要データ保護の更なる推進を図るため、内部情報系システムのクラウド化を検討する必要がある。また、庁舎1階に設置されている一部の情報システム機器については、庁舎浸水時に備え、サーバ室への移管等を検討する必要がある。

【データセンターで基幹系システムの運用開始(H26.1)】

#### (サーバ室の温度管理)

○ 災害時の非常用電源運転時において、1階及び3階のサーバ室エアコンが非常用電源系統外であるため、室内温度の上昇によりサーバが停止する危険性がある。

今後は、緊急時の空調整備方法を検討するとともに、電源系統の変更工事を検討する必要がある。

#### (災害時情報提供の多重化)

○ 各地区への防災行政無線の整備、防災センター等へのデジタル無線の配備、サービスセンター等への衛星携帯電話の配備等、多様な情報伝達手段を確保しているが、より多くの町民へより確実に情報伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を 機能不全に陥らせない

## 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### (企業BCP策定の促進)

○ 大規模災害発生時には、業務の継続や早期復旧のため、企業BCPの策定の必要性を周知するとともに、策定したBCPの実効性を確保するため、継続的な検証と所要の見直しを図る必要がある。

#### (道路・橋梁に関する耐震化等の対策)

- 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されることがないよう、緊急輸送道路や幹線道路 ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を 着実に進める必要がある。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開等、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検 討を推進する必要がある。

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

## (燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂 災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必 要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機 材の充実、情報共有等、必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の 改善等を関係機関と連携して検討する必要がある。

## 5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

## (地域を支える幹線道路網の整備促進)

○ 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。とりわけ、高規格幹線道路にアクセス可能な南知多道路や国道 247 号を始めとする町内の幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本町の主要産業である農水産業や観光業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性及び地域間交流の活性化にもつながるものとして、整備促進を図る必要がある。

## (交通施設の防災対策の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、各防災拠点と交通ネットワークが有効に機能するよう、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等を検討する必要がある。

#### (輸送モードの連携・代替性の確保)

○ 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・町民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

## (道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されることがないよう、緊急輸送道路や幹線道路 ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を 着実に進める必要がある。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開等、交通ネットワークの復旧に向けた取組等につ

いて検討する必要がある。

## (橋梁等の長寿命化対策の実施)

○ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁等の老朽化対策を実施する必要がある。 【橋梁長寿命化修繕計画策定(H27.3)、橋梁年次計画策定(R2.3)】

#### (海上輸送拠点の耐震化等の促進)

○ 海上輸送の寸断に備え、師崎港・篠島漁港・日間賀漁港において、耐震強化岸壁の確保や 防波堤の粘り強い構造への強化等、漁港・港湾における地震・津波対策を着実に推進する必 要がある。

### (関係団体の取組、意見)

- 我が国の東西交通の大動脈である東名・名神高速道路、新東名・新名神高速道路のほか、 中央自動車道、東海北陸自動車道、東名阪自動車道が接続している名古屋市周辺地域が甚大 な被害を受けた場合に備え、国・県レベルで予め代替ルートを検討しておく必要がある。
- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示(ヘリサイン、地点番号)の導入等、事前の対策や体制の構築が必要である。〔中部地方整備局〕
- 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画(伊勢湾BCP)を策定(H27年度)。〔中部地方整備局〕
- 幹線道路に関する同盟会や協議会等の要望活動を実施し、幹線道路網の整備推進に取組み、慢性的な交通渋滞の解消によって、住民生活における移動時間の短縮や企業物流におけるコスト縮減に努めている。また、平常時の幹線道路網が、災害時における緊急輸送道路網の利活用に貢献するものであり、企業などの早期復旧、復興に寄与するものであり、引き続き取り組む必要がある。 [国土交通省等]

## 5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

## (金融機関における防災対策の推進)

○ 金融業務の継続や早期復旧のため、企業BCP策定の必要性を周知するとともに、BCPの実効性を維持・向上するため継続的な検証と所要の見直しを図る必要がある。

## 5-5 食料等の安定供給の停滞

## (農水産業基盤等の整備)

○ 本町の農水産業は、愛知用水の完成、土地改良・農地造成事業、漁港整備事業により、都市近郊農水産業地帯として発展している。平時はもとより、大規模災害時においても、町のみならず被災地への食料の安定供給を行うという重要な役割を果たすことが求められる。 そのため、担い手の育成・確保や、農水産業の経営の活性化、生産基盤等の近代化並びに耐震化を着実に推進する必要がある。

## (サプライチェーン輸送モードの強化)

○ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、漁港、港湾等の耐震対策等を推進する とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワーク の構築を図る必要がある。

- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
  - 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### (地域における自立・分散型エネルギー導入促進)

○ 大規模災害時における長期的なエネルギー供給の途絶に備え、エネルギー供給源の多様 化、自立・分散型エネルギーの確保に向けて検討していく必要がある。

#### (応急復旧体制の整備)

○ 大規模災害時に燃料供給ネットワークが停止した場合においても、各防災拠点や避難所等に石油・LPガスを機動的に供給し、その機能を維持する必要がある。また、電力供給ネットワークの早期回復のため、平時から事業者との連携強化を図る必要がある。

【LPガス供給協定(LPガス協会中央支部知多南分会 H29.4)、燃料供給協定(石油業協同組合 H15.3)】

## 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

## (上水道施設の耐震化等)

- 町内の水道管の多くは、昭和40年代後半から50年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため、早急かつ計画的な更新が必要である。
- 配水施設に自家発電装置を備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。

## (応急給水体制の強化)

○ 給水施設の被災により送水できなくなることが考えられるため、応急給水計画の見直し 等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。

【水道事業地震防災応急対策要綱〈応急給水計画〉(H25.3)】

○ 広域にわたる被害がある場合は、町単独では対応できないことが予想されるため、他自治 体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。

【水道災害相互応援に関する覚書(H16.7)】

## (上下水道災害応援体制の整備)

○ 災害応援活動(応急給水作業、応急復旧作業等)を行うに当たり、道路その他インフラの 復旧の遅れによって、町及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となる ことが想定される。必要な資材等の確保に関して、平時から関係機関との連携体制を強化し ておくことが必要である。

【水道事業地震防災応急対策要綱〈民間部門等との応援体制〉(H25.3)】

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (下水道処理施設等の災害対策)

○ 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波・高潮浸水等の災害対策を図り、自家発電装置の稼働時間延伸対策により施設の継続的な機能確保を図る必要がある。

【機能保全計画策定(H31.2)】

#### (下水道業務継続計画の策定)

○ 被災時の機能回復を早期に図るため、下水道業務継続計画を策定する必要がある。

### (汚水処理場理施設の整備)

○ 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、耐震性の 確保により施設の処理機能を長期的に維持していく必要がある。また、長期停電に備え、非 常用発電設備を整備する必要がある。

## (受援体制の整備)

○ 広域にわたる被害がある場合は、町単独では対応できないことが予想されるため、他自治 体や民間事業者等と協力体制を構築することが必要である。

【相互応援協定(知多地域、八百津町、下諏訪町)、災害時における廃棄物処理協定(県産業廃棄物協会 H26.3)、町受援マニュアル(R1.11)】

#### (物資の備蓄)

○ 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果によると、避難所避難者数が 最大で約9,700人(他に帰宅困難者約1,800人)と想定されており、避難所におけるトイレ の不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### (橋梁の保全)

○ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を図る必要がある。 【橋梁長寿命化修繕計画策定(H27.3)、橋梁年次計画策定(R2.3)】

#### (道路啓開体制の整備)

○ 発災後、途絶した地域交通ネットワークの早期復旧に向け、迅速な道路啓開が必要となる。 国・県・事業者との連携強化、道路啓開体制の整備を図る必要がある。

#### (陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 緊急輸送ルートの確実な確保のため、幹線道路等の地震防災対策や老朽化対策、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、また、輸送ルートの代替性確保のため、迂回路として活用できる道路の幅員、通行可能荷重等の情報を、関係機関相互に共有・検討する必要がある。
- 大規模災害発生後においては、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等、交通ネットワークの復旧に向けた取組を関係機関と連携して推進する必要がある。〔国、県〕
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動 静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

## (関係団体の取り組みや意見)

○ 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画(伊勢湾BCP)を策定。

【中部地方整備局 伊勢湾機能継続計画策定(H28.2)、改定(H29.3)】

## 6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

## (ため池の耐震化)

○ 町内には、主に農業用水確保を目的とした 77 箇所の町管理ため池があり、大規模災害時には、消火用水や雑用水等の緊急水源として利活用することが考えられる。また、その一部のため池には下流に宅地があるため、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。水源の確保と被害軽減のため、耐震診断、耐震改修を推進する必要がある。

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

## 7-1 住宅地での大規模火災の発生

### (一時避難場所としての公園緑地等の維持管理)

○ 住宅地において火災が発生した場合の一時避難場所や緊急活動拠点等、災害時の機能を確保するため、公園緑地等の適正な維持管理を行う必要がある。

#### (狭あい道路の解消)

○ 火災が起きた際の類焼を予防するとともに消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。

#### (耐震性防火水槽の整備)

○ 町内にある防火水槽 94 基のうち 60 基は、昭和 59 年以前に設置した設備であり老朽化が 進んでいる。大規模災害時には使用不能となるおそれがあることから、消防施設等整備事業 計画を策定し、計画的に耐震性防火水槽へ更新を図る必要がある。

## (消防団員の確保)

○ 条例に規定する消防団員定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化等により、団員の確保が難しい状況にある。そのため、団員の処遇改善や活動の見直し、加入促進事業を取入れる等行っているところであるが、今後も確実に団員を確保していくためにも、更に魅力ある消防団づくりが必要である。

#### (消防団詰所等の整備)

○ 消防団詰所・車庫の老朽化や待機空間の確保による建替え、装備品の充実等、活動環境の 整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。

## (自主防災会の充実強化)

○ 災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、 自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強 化を図る必要がある。

## 7-2 海上・沿岸部の広域複合災害の発生

#### (河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

○ 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

## (河川・海岸の水閘門等の耐震化の推進)

○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。

#### (津波・高潮漂流物対策)

○ 大規模自然災害により、船舶、漁港・港湾設備、資機材等が流出し、二次災害が発生する 恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

### (住宅・建築物の耐震化)

○ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐 震改修費の補助制度のPRを行う等、県と連携して耐震化を促進する必要がある。

## 7-4 ため池、排水施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (ため池の耐震化)

○ 町管理ため池は77箇所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

#### (関係団体の取組、意見)

- 樋門等の河川管理施設は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるが、その多くが設置から 40 年以上経過していることから、計画的な維持管理を行う必要があるため長寿命化計画を策定し機能確保に努める。 [県、町]
- 決壊により下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があるため池のうち、、耐震性の確認が未了のため池について耐震診断を実施する。また、老朽化が著しいものや耐震性が不足しているものについては、耐震化の整備を推進する。

## 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (農地・農業水利施設等の保全管理)

○ 農村地域における高齢化の進行等に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の 地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、地域の自主性を 活かした地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

## (農業基盤等の整備)

○ 農地の荒廃による被害を軽減させるため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。

## (土砂災害の防止)

○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊 防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

## 7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響

#### (風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○ 災害発生時における風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進 する必要がある。 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する

## 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (受援体制の整備)

○ 広域にわたる被害がある場合は、町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、 民間事業者等と協力体制の構築が必要である。

【相互応援協定(知多地域、八百津町、下諏訪町)、災害時における廃棄物処理協定(県産業廃棄物協会 H26.3)、町受援マニュアル(R1.11)】

#### (災害廃棄物処理計画の策定)

○ 大規模災害に備え、災害廃棄物処理計画の適宜見直しを図り、災害廃棄物の仮置場や災害 廃棄物処理体制、運搬ルート等をあらかじめ検討しておく必要がある。

【災害廃棄物処理計画策定(H29.12)】

## (ごみ、し尿等処理業務継続計画の策定)

○ 災害廃棄物処理計画は、具体的な実施計画(BCP等)になっていないため、災害に起因するごみ等だけでなく、生活ごみやし尿の回収・処理も含めた業務継続計画を定め、回収・ 運搬車両の運用方法の検討や整備を行う必要がある。

## 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精 通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## (受援体制の整備)

○ 広域にわたる被害がある場合は、町単独では対応できないことが予想されるため、他自治 体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。

【相互応援協定(知多地域、八百津町、下諏訪町)、災害時における応急工事に関する協定 (民間事業者 H24.3、H28.5)】

#### (災害ボランティアコーディネーターの育成)

○ 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる、災害ボランティアコーディネーターの養成講座を開催している。コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、より多くの受講者の確保と、コーディネーターの更なるレベルアップを図る必要がある。

【ボランティアコーディネーター養成講座(毎年度)】

○ 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡・情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、平時からボランティアの受入体制の整備を図る必要がある。

【災害ボランティアセンター模擬訓練(毎年度)】

## (被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

○ 被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、愛知県等と協力して被 災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとと もに判定実施体制の整備を進める必要がある。

## (要配慮者支援体制の整備)

○ 介護認定者、認知症高齢者、障害者等の要配慮者の家族等が、復旧・復興作業に従事する ため、必要な介護等の提供体制を確保する必要があり、町内事業所と災害時応援協定を結ん でいるが、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。

## (震災復興都市計画模擬訓練の実施)

○ 県主催の模擬訓練に積極的に参加し、震災復興都市計画の手続きを実際に行ってみることで、職員の震災復興対応力の向上を図る必要がある。

## (事前復旧・復興計画等の策定)

○ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら、復旧・復興体制の強化

を図る必要がある。

#### (教員の防災意識の向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合や感染症対策等のため、体育館や武道場だけでなく 教室を開放しなければはならない場合が考えられる。開放する際の留意事項やどの教室を開 放するかの判断等、平時から教員と十分に連携・調整を図る必要がある。

## (関係団体の取り組みや意見)

○ TEC-FORCE (リエゾン含む) を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめ TEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する。〔中部地方整備局〕

## 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## (地域コミュニティの活性化)

- 地域コミュニティの基本は家庭や隣近所であり、地域の課題を解決していくのが自治会である。避難所生活を含め、災害時は隣近所の助け合いが重要であるため、日頃から自治会活動を通じ親睦と交流を図る必要があるが、全国的に自治会加入率が低下傾向にある。
  - このため、自治会活動の活性化支援を図るとともに自治会の役割や活動の重要性を啓発し加入促進を図る必要がある。
- 地域コミュニティを長期的な視野で維持していくために、若者や外国人等、多様なライフ スタイルに配慮することも必要である。

#### (自主防災会の充実強化)

○ 災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、 自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強 化を図る必要がある。

【防災リーダー養成講座(毎年度)、資機材整備事業補助、津波避難路整備事業補助、自主 防災組織等活動事業費補助(毎年度)】

## (地区集会所等の耐震化)

○ 地域のコミュニティ活動や学習活動等の場である公民館、社会教育施設等の耐震診断を行い、必要な施設については順次耐震改修工事を行っているが、未改修施設の中には老朽化が目立つ施設や、近傍に類似施設が存在する施設もあるため、施設の適正配置を検討するとともに長寿命化計画を策定した上で耐震改修工事を実施する必要がある。

#### (関係団体の取組、意見)

○ 地域コミュニティをベースとして町内 31 の自主防災会を組織し、地域に実情を踏まえた 訓練や資機材等の備蓄を行っている。〔自主防災組織等〕

## 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害時における地域モビリティの確保)

○ 災害発生後の住民の安全と生活の質を確保するため、災害時における公共交通関係者等と の連携・協力体制の構築など、地域にあるモビリティを確保する必要がある。

## (道路等の震災対策)

○ 災害時に緊急車両通行ルート及び物資輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震対策、漁港・港湾施設の地震対策の強化を関係機関と連携して進める必要がある。

#### (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○ 幹線交通分断等を防ぐため、河川・海岸の堤防、水閘門等の耐震化、老朽化対策等を関係 機関と連携して進める必要がある。

#### (上下水道災害応援体制の整備)

○ 災害応援活動(応急給水作業、応急復旧作業等)の実施に当たり、道路その他のインフラ の復旧の遅れによって、町及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難とな ることが想定される。必要な資材等の確保に関して、平時から関係機関との連携体制を強化 しておくことが必要である。

【水道事業地震防災応急対策要綱〈民間部門等との応援体制〉 (H25.3) 】

## 8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (高潮ハザードマップの作成)

○ 平成 26 年 11 月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、平成 27 年度にハザードマップを作成している。近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水のおそれもあるため、継続的に周知を図っていくとともに、必要に応じてマップの見直しを行う必要がある。

#### (ため池の耐震化)

○ 町管理のため池は、77 箇所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

### (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○ 河川・海岸の堤防、水閘門等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

#### (関係団体の取組、意見)

○ 人命救助・孤立避難者の救出・早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保のため、訓練等を通じて関係機関との連携体制を構築することが必要である。〔中部地方整備局〕

# 南知多町国土強靭化地域計画

令和2年 月策定

南知多町

〒470-3495 知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪 18 電話 0569-65-0711 (代表)

## (別表)南知多町国土強靭化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細【令和3年度予算】

(「国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組推進」関係分)

リスク	個別具体的施策名	該当する国土強靭化予算	施策内容	取組指標		実施	担当部	担当課室
シナリオ	. 但別共体的肥果石		// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	現状値	目標値	主体	T드크마	担当硃王
1-1	学校施設の安全確保	学校施設環境改善交付金【文部科学省】	学校施設の改築及び補強、長寿命化計画に基づく改修工事、 法令等に適合させるための施設整備工事、防犯対策工事、非 構造部材の耐震対策工事、窓等からの落下防止対策工事、遊 具等の安全対策工事等	長寿命化計画を策定中	令和 年度~ 年度にかけて、 棟の長寿命化改修工事及び大規模改造工事を行う。	町	教育部	学校教育課
1-2 1-3 1-4 2-1	避難所としての機能を兼ね備えた学 校施設の整備	学校施設環境改善交付金【文部科学省】	【学校教育課】 トイレの乾式化及び洋式化、空調設備、自家発電設備の整備、施設のパリアフリー化等 【学校給食センター】 炊き出し機能等の防災機能を備えた学校給食施設の整備	新学校給食センターの建設 工事 着工予定 令和2年8月	新学校給食センターの稼働 開始 令和3年9月	町	教育部	学校教育課 学校給食セ ンター
1-1	保育所環境整備	保育所等整備交付金【厚生労働省】	・保育所の長寿命化や再配置を図るための効率的・効果的な整備を行うための基本計画を作成 ・南知多町保育所再配置計画に基づき、師崎保育所と大井保育所を統合するため、内海保育所及び大井保育所を整備	長寿命化計画作成を検討 保育所統合を検討(令和元 年度)	南知多町保育所再配置計画 を作成(令和元年度) 師崎保育所・大井保育所を 統合(令和3年4月) (内海保育所増築・外部改 修工事、大井保育所乳児室 及びトイレ改修工事(令和 2年度))	町	厚生部	福祉課
1-1	特定空家等の除却	空き家対策総合支援事業補助金【国土交 通省】	特定空家等の除却を促進するため除却費の一部を補助	除却又は大規模修繕が必要 と判断された特定空家等 40件(2017年12月)	除却又は大規模修繕が必要 と判断された特定空家等 0件(2022年度末)	町	総務部	防災安全課
1-1	空家住宅等の活用	空き家対策総合支援事業補助金【国土交 通省】	空家住宅等を移住定住者向け住宅として活用することを促進するため改修費の一部を補助	「空き家バンク」制度の契 約成立延べ件数 82件(2017年12月)	「空き家バンク」制度の契 約成立延べ件数 111 件 (2022 年度末)	町	企画部	地域振興課

## (別表) 南知多町国土強靭化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細【令和3年度予算】

(「国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組推進」関係分) <町建設経済部関係>

#### 漁港・港湾事業

リスク シナリオ	個別具体的施策名	事業名	施策内容	実施主体	担当部	担当課室
1-2	漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進	漁港施設機能強化事業	◇岸壁の耐震・耐津波強化	町	建設経済部	建設課
2-1			日間賀漁港			
2-5	漁港施設の老朽化対策の推進・促進	漁港施設機能保全事業	◇漁港施設の老朽化対策	町	建設経済部	建設課
5-1			大井漁港、日間賀漁港、山海漁港、豊丘漁港			
5-3						
5-5						
6-4						
7–2						
8-4						

#### 上下水道事業

リスク シナリオ	個別具体的施策名	事業名	施策内容	実施主体	担当部	担当課室
2-1	上水道施設等の老朽化対策の推進	上水道事業	老朽化施設等の整備	町	建設経済部	水道課
6-2						l
2-7	下水道施設等の老朽化対策の推進	下水道事業	処理場老朽化施設等の整備	町	建設経済部	水道課
6-3						ı

#### 住環境整備事業

リスク シナリオ	個別具体的施策名	事業名	推進内容	実施主体	担当部	担当課室
1-1	建築物の非構造部材等の耐震対策の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間ブロック塀等所有者に対し、ブロック塀等の除却費の支援を行う。	町	建設経済部	建設課
1-3	住宅の耐震化の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	旧耐震基準の民間木造住宅所有者に対し、耐震診断費及び耐震改修費等の支援を行う。	町	建設経済部	建設課